

平戸市公共施設適正化基本方針



平成 27 年 3 月

長崎県平戸市

— 目 次 —

I. 基本方針の趣旨等	P01
1. 指針等策定の趣旨	P01
2. 指針等の構成	P01
3. 国の動向と本市の取り組みについて	P02
4. 推進体制と関係組織	P02
II. 公共施設の現状と課題	P03
1. 市の人口	P03
2. 市の財政	P05
3. 市の公共施設	P07
4. 課題・問題点の整理	P19
5. 公共施設の適正化の必要性	P20
III. 公共施設の適正化に関する基本的な考え方	P21
1. 基本方針	P21
2. 住民サービスの必要性等に応じた公共施設の位置づけ	P23
3. 機能拠点施設の方向性等	P27
4. 公共施設の適正化に関する手法	P40
5. 公共施設の適正化に関する試算	P43

I. 基本方針の趣旨等

1. 指針策定等の趣旨

現在、本市における公共施設は、老朽化が顕著で建替えや大規模改修が急務となっている施設も多くあり、また、平成 28 年度からの普通地方交付税の合併算定措置の廃止等に伴い、今後においても厳しい財政状況が予想される中、計画的に財源を確保し、他の施策への影響を考慮しながら公共施設の適正化を進める必要がある。

このことから、「平戸市公共施設白書」に掲載した 386 の公共施設、いわゆる「ハコモノ」と呼ばれる建築物を主とした公共施設の適正化について、今後の人口動向や財政運営等を踏まえ、着実に取り組むための基本的な考え方や、本市における拠点となる施設のあり方等をまとめた「平戸市公共施設適正化基本方針」を策定する。

次に、国から求められている道路、橋りょう等を含む公共施設全体の適正化及び長寿命化等に関する個別の方針や具体的な方策等を取りまとめた「(仮称) 平戸市公共施設等総合管理計画」を策定することとする。

2. 指針等の構成

平戸市公共施設適正化基本方針は、「(仮称) 平戸市公共施設等総合管理計画」の上位指針として位置付け、同計画の策定作業における公共施設個々の方向性等を導き出すために活用する。

また、「(仮称) 平戸市公共施設等総合管理計画」は、本方針の基本的な考え方を踏襲するとともに、市民・有識者の意見等を反映させた公共施設等の適正化に関する行動計画として策定する。

■平戸市公共施設適正化基本方針【策定年度：平成 26 年度】

平成 25 年度に策定した「平戸市公共施設白書」にある公共施設を主として、30 年後の人口動向や本市の財政運営と投資的経費の状況等を踏まえ、中長期的な公共施設の適正化に取り組むための考え方等を取りまとめた方針として策定する。

期間 10 年 平成 27 年度（2015 年）～平成 36 年度（2024 年）

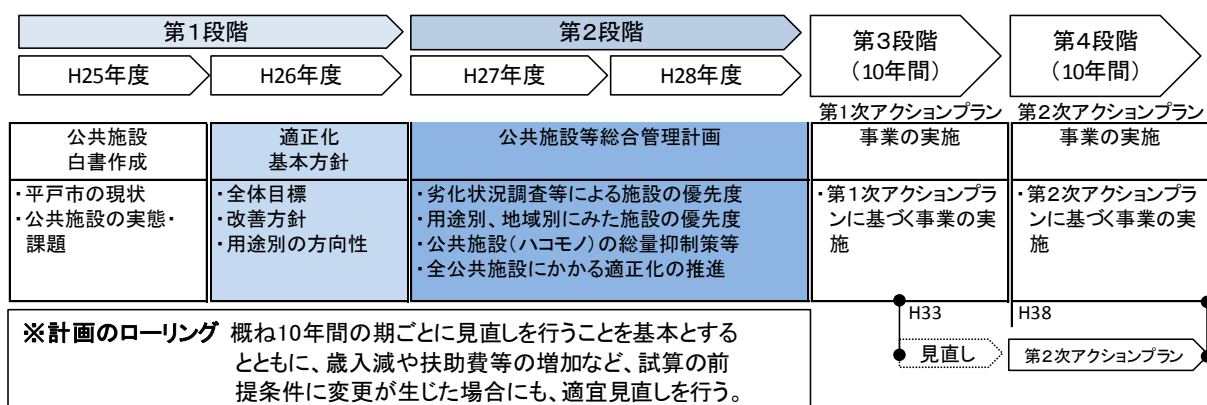
■（仮称）平戸市公共施設等総合管理計画【策定年度：平成 27 年度】

平戸市公共施設適正化基本方針及び総務省通達「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針の策定について」に基づき、施設個々の方向性を定めるとともに、公共施設の耐用年数の長寿命化、コストの平準化を考慮した保全業務等を取りまとめた計画を策定する。

合わせて本計画は、道路、橋りょう、水道施設及び病院施設等にかかる適正化計画等と連動させることにより、本市における公共施設全般について総合管理する計画として位置付け策定するものとする。

【計画期間】平成 29 年度（2017 年）～平成 38 年度（2026 年）

■各指針の策定スケジュール図



3. 国の動向と方針策定について

平成 26 年 4 月 22 日付、総務省通達「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針の策定について」において、平戸市公共施設白書に掲載していない道路、橋りょう、水道施設及び病院施設等を含めた施設全般を「公共施設等」として位置付け、これらの施設全般の適正化及び長寿命化等に関する方針を網羅した計画策定が各自治体に要請された。

これまで本市では、公共施設白書において建築物を主とした現状と課題に基づき、今後における公共施設の適正化や管理運営のあり方等を取りまとめた方針策定に着手していることから、引き続き建築物を主とした策定作業を実施し、国が要請する公共施設全般に関する指針等については、今後策定する「(仮称) 平戸市公共施設等総合管理計画」に包含した形で取り組むこととする。

4. 推進体制と関係組織

(1) 推進体制

■行政改革推進本部（庁内体制）

全庁的に公共施設全般の適正化及び施設の総量抑制等を推進するための中心組織として、市長を本部長とする行政改革推進本部を設置し、公共施設適正化基本方針、公共施設等総合管理計画の策定及び公共施設の適正管理の状況等を調査し、各計画の目標達成に向けた進捗管理を行う組織として設置する。

■行政事務改善委員会（庁内体制）

行政改革推進本部の下部組織として、公共施設適正化基本方針及び公共施設等総合管理計画の策定作業等を行う組織として設置する。

■行政改革推進委員会（諮問機関）

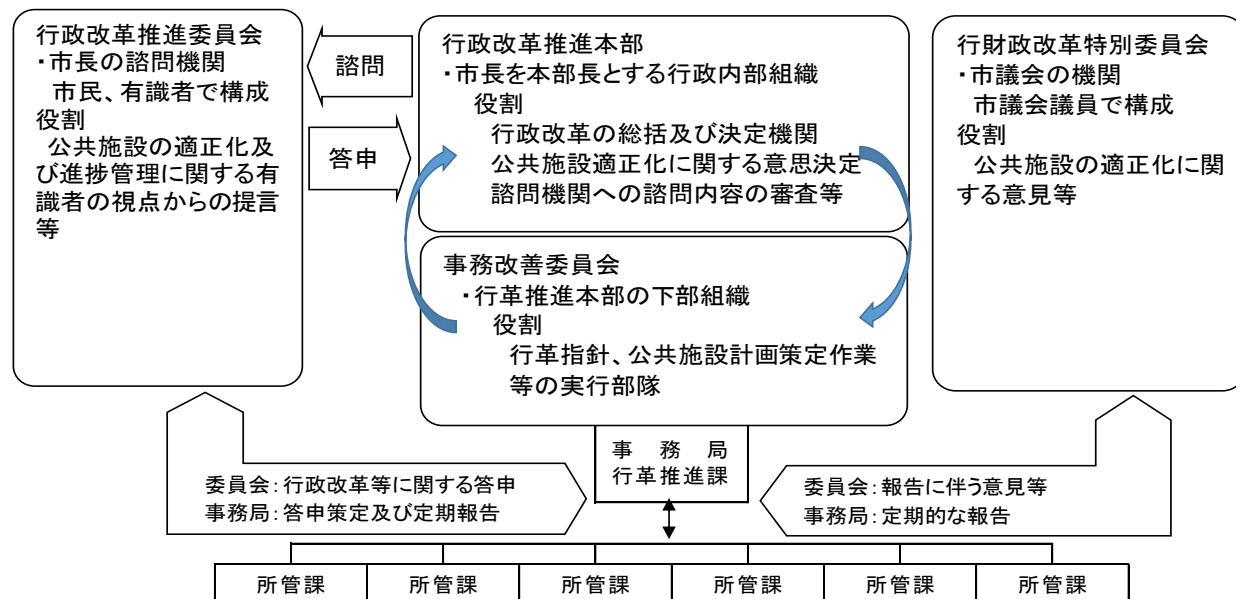
市民・有識者等で構成する市長の諮問機関を平成 27 年度に設置する。(仮称) 平戸市公共施設等総合管理計画の策定等について、市に対して市民、有識者の視点から提言または答申を行う組織とする。

(2) 関係組織

■行財政改革特別委員会（市議会）

市議会において、行財政改革に関する特別委員会が設置された。平成 25 年度から当委員会が開催され公共施設白書に関する意見交換等が行われてきた。引き続き、平成 26 年度においても公共施設適正化基本方針に関する意見交換等が行われている。

■進捗管理体制図



Ⅱ. 公共施設の現状と課題

1. 市の人口

(1) 人口推移と人口推計

人口問題研究所における全国市町村の将来人口推計が国勢調査人口（以下、「国調人口」という。）を基に分析されていることから、本方針における基礎数値を国調人口とした。

平成 22 年を基点として過去 30 年と将来 30 年の国調人口の推移と推計を見ると、30 年前の人口が 50,849 人、現在（平成 22 年）の人口が 34,905 人、30 年後の推計人口が 18,959 人となっている。昭和 55 年から平成 22 年までの 30 年間の増減率は△31%台に対し、平成 22 年から平成 52 年までの今後 30 年間の増減率は△46%台となっている。

10 年周期で見ると、昭和 50 年代から昭和 60 年代までの国調人口の対前期比では△3～4%、平成に入り合併前の平成 12 年までが△4～5%と比較的緩やかな減少傾向を示している。

次に、合併した平成 17 年から平成 22 年までが△7～9%となり、平成 27 年からも対前期比は9～10%台を持続しながら減少する予測となっている。このように、過去 30 年間は国調人口の対前期比3～5%台の緩やかな減少傾向にあったのが、合併時期を境に対前期比8～10%台の減少と、これまでにない速さで人口減少が本市で進む予測となっている。

昭和 50～60 年：国調人口対前期比は△3～5%台の緩やかな減少傾向にある

合併後の 10 年：国調人口対前期比△7～9%台と急激な減少傾向にある

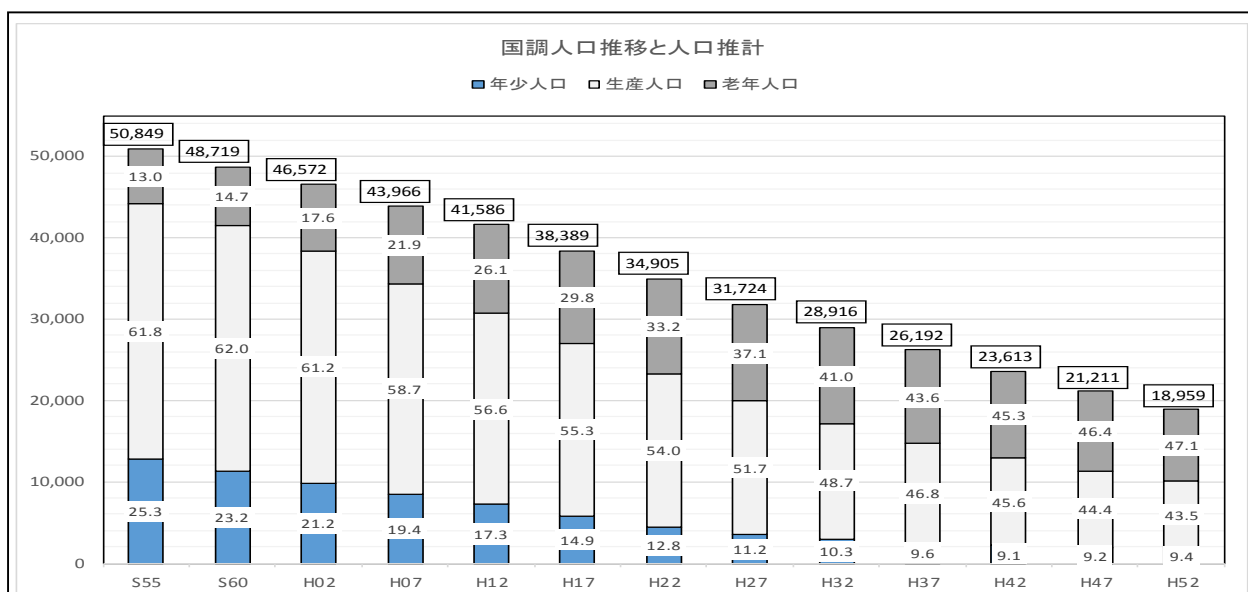
今後 30 年予測：国調人口対前期比△9～10%台の高い減少率を維持している

国勢調査各層別人口推移及び推計

（単位：人、%）

総数	S55	S60	H02	H07	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
	△30年	△25年	△20年	△15年	△10年	△5年	0	5年	10年	15年	20年	25年	30年
合計	50,849	48,719	46,572	43,966	41,586	38,389	34,905	31,724	28,916	26,192	23,613	21,211	18,959
対 H22 人口比	△ 31.4	△ 28.4	△ 25.1	△ 20.6	△ 16.1	△ 9.1	0.0	△ 9.1	△ 17.2	△ 25.0	△ 32.4	△ 39.2	△ 45.7
対前期比	△ 3.0	△ 4.2	△ 4.4	△ 5.6	△ 5.4	△ 7.7	△ 9.1	△ 9.1	△ 8.9	△ 9.4	△ 9.8	△ 10.2	△ 10.6
年少人口	12,849	11,315	9,872	8,520	7,195	5,709	4,476	3,562	2,986	2,509	2,159	1,944	1,776
年少人口割合	25.3	23.2	21.2	19.4	17.3	14.9	12.8	11.2	10.3	9.6	9.1	9.2	9.4
生産人口	31,407	30,221	28,482	25,827	23,533	21,224	18,850	16,396	14,088	12,263	10,756	9,424	8,255
生産人口割合	61.8	62.0	61.2	58.7	56.6	55.3	54.0	51.7	48.7	46.8	45.6	44.4	43.5
老年人口	6,593	7,183	8,218	9,619	10,858	11,455	11,579	11,766	11,842	11,420	10,698	9,843	8,928
老年人口割合	13.0	14.7	17.6	21.9	26.1	29.8	33.2	37.1	41.0	43.6	45.3	46.4	47.1
75歳以上割合	5.0	5.9	7.2	8.8	11.2	14.8	18.8	21.1	22.5	25.4	28.6	30.6	31.5
老年/生産人口	4.8人	4.2人	3.5人	2.7人	2.2人	1.9人	1.6人	1.4人	1.2人	1.1人	1.0人	1.0人	0.9人

※ H27年以降の数値は人口問題研究所による推計値（H25年公表）



(2) 年齢階層別の推移と推計

■年少人口

年少人口は、30年前の昭和55年では12,849人、対人口比25.3%、基点である平成22年では4,476人、対人口比12.8%、30年後の平成52年では1,776人、対人口比9.4%となっている。年少人口の過去30年から平成22年における増減率は△65.2%、平成22年から30年後の年少人口の増減率は△60.3%と大幅な減少予測となっている。

現在の小中学校施設の多くは、昭和40年から50年代に建設されており、耐震性のない学校施設は優先して耐震工事や大規模改修等を実施しているが、年少人口の急激な減少傾向を考慮した施設整備と施設の総量抑制が今後益々必要になっている。

■生産年齢人口

生産年齢人口は、30年前の昭和55年では31,407人、対人口比61.8%、基点である平成22年では18,850人、対人口比54%、30年後の平成52年では8,255人、対人口比43.5%となっている。

生産年齢人口の推移は年少人口より増減率は若干緩やかなものの、過去30年から平成22年における増減率は△40%、現時点から30年後の生産年齢人口の増減率は△56.2%と大幅な減少予測となっている。

生産年齢人口の減少は、高齢者を支える人材や担税能力を持つ階層が不足することであり、医療・福祉・介護制度に対する生産年齢人口の負担増はもとより、施設利用度の低下と利用料の減少につながるものと思われる。

■老年人口

老年人口は、30年前の昭和55年では6,593人、対人口比13%、基点である平成22年では11,579人、対人口比33.2%、30年後の平成52年では8,928人、対人口比47.1%となっている。

老年人口の推移は年少・生産年齢人口と違い、過去30年から平成22年における増減率は75.6%の増加、平成22年から30年後の老年人口の増減率はマイナスに転じて△22.9%の減少予測となっている。

老年人口と生産年齢人口の割合をみると、30年前の昭和55年では老人一人当たり4.8人の生産年齢人口であったのが、平成22年では老人一人当たり1.6人、30年後の平成52年では老人一人当たり0.9人となり、老年人口が生産年齢人口を上回っている。

今以上の超高齢化が進行する本市では、高齢者福祉施設の充実を進める必要性が出てくると同時に、生産年齢人口が減少する中で高齢者福祉に財政支出ができる体質になるよう、公共施設全般を抜本的に見直し、公共施設の再建設費用と施設維持費の抑制が今後求められている。

年少人口の大幅な減少

S55：12,849人 → H22：4,476人（△65.2%） → H52：1,776人（△60.3%）

12,849人分で建てた施設が、30年後は1,776人で利用することになる

生産年齢人口の加速度的な減少

S55：31,407人 → H22：18,850人（△40.0%） → H52：8,255人（△56.2%）

公共施設の利用料を始め医療・介護・福祉制度の負担増が見込まれる

老年人口は増加後に減少

S55：6,593人 → H22：11,579人（75.6%増） → H52：8,928人（△22.9%）

高齢化や人口減少に合わせた公共施設の見直し→バリアフリー化、施設の統廃合等

全体的な課題

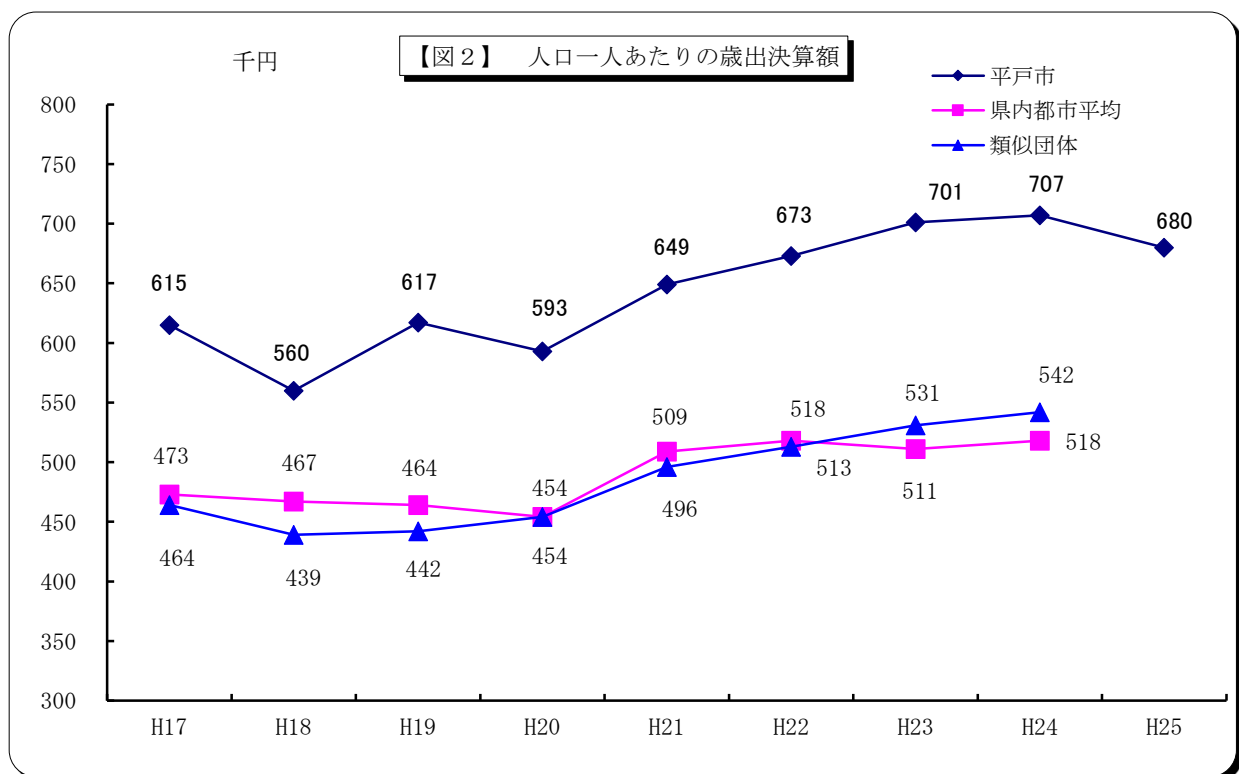
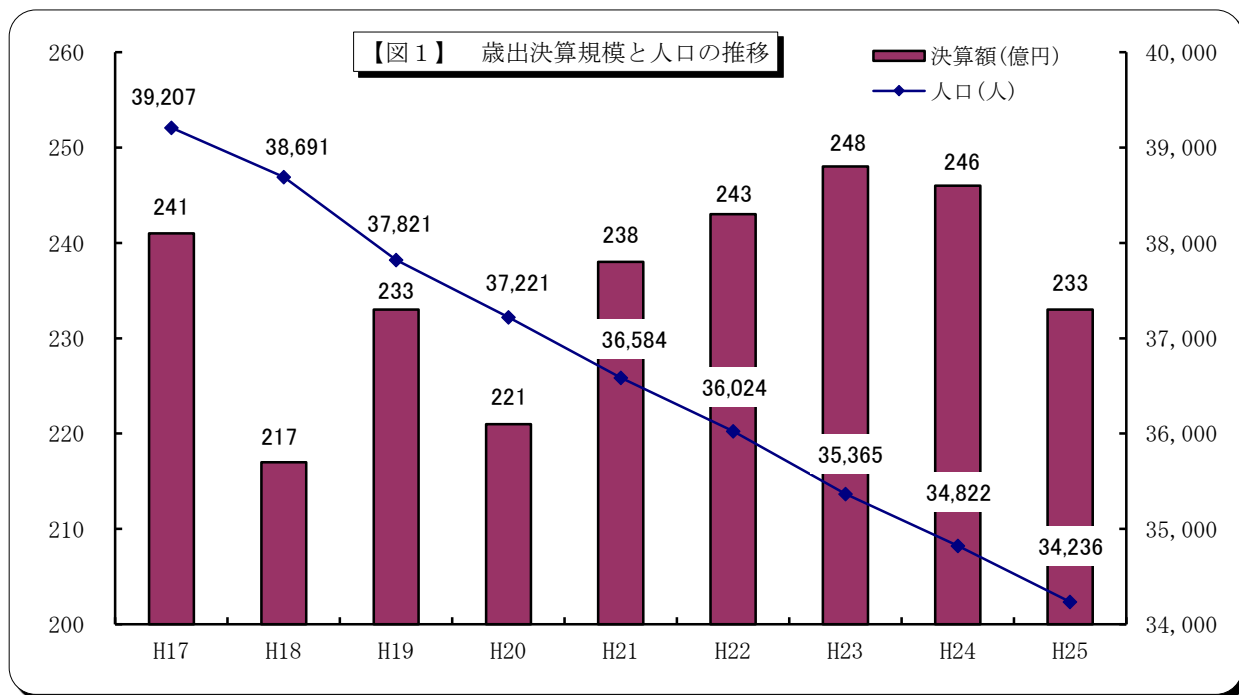
老年人口1人に対する生産年齢人口は30年前で4.8人、平成22年で1.6人、30年後には0.9人
人口減少や高齢化に合わせた公共施設の総量抑制と施設管理の適正化が必要

2. 市の財政

■平成 25 年度決算に見る財政の現状

本市の平成 25 年度決算における歳出規模は 233 億円、人口一人あたりの決算額は 680 千円となっており、県内都市平均及び類似団体の平均を上回っている。類似団体と比較すると、人口一人あたり 138 千円の乖離がある。これは、本市が過疎、離島、半島地域であることから、他の団体以上に特別な財政需要があるものと考えられる。

一方、近年増加傾向にあった財政規模は減少したが、平成 26 年度以降は大型公共事業等の要因で再び増加するものと考えられる。



■今後の財政見通し

平成 25 年度財政健全化計画の策定時に、今後の人口や経済情勢、現行制度を基礎として、平成 35 年度までの財政見通しを立てたところ、平成 28 年度から財源不足が生じ、これを補うために財政調整基金、減債基金を可能な限り財源不足額に補てんしていくと、平成 34 年度には基金が底をつき、単年度で約 17 億円(平成 25 年度当該計画の数値)もの赤字が生じる予測となっている。また、平成 29 年度には、経常収支比率が 100%を超えてしまい、財政の硬直化が懸念される。

これは、市町村合併のメリットの一つである普通交付税の合併特例措置の増加額が平成 28 年度から段階的に通減し、平成 33 年度では全額が減額されることが最大の要因である。

このような急激な歳出削減を避けるため、算定替の特例措置がなくなる前から対策を講じる必要がある。

現状のままの財政運営を行った場合の財政見通し

①財政調整・減債基金から補てんしなかった場合

(単位：百万円, %)

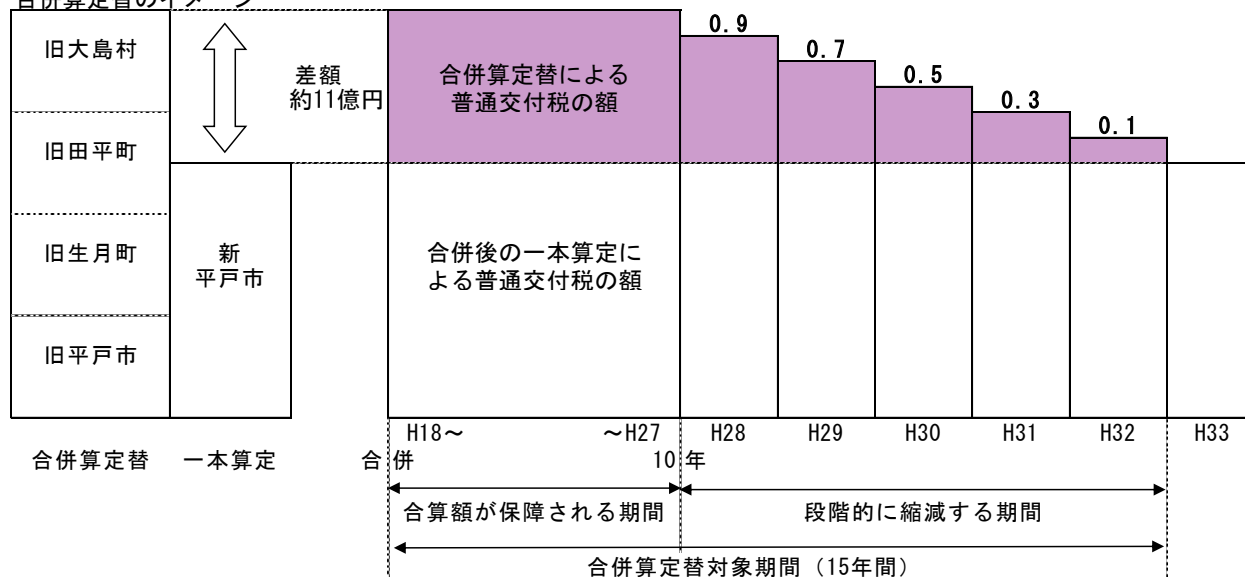
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
歳入	23,844	24,965	22,802	21,432	21,605	21,345	21,004	20,772	19,822	19,782	19,651
歳出	23,844	24,965	22,802	21,560	22,037	22,135	21,927	21,889	21,687	21,504	21,169
実質収支	0	0	0	△ 128	△ 560	△ 1,350	△ 2,273	△ 3,390	△ 5,255	△ 6,977	△ 8,495
単年度収支	0	0	0	△ 128	△ 432	△ 790	△ 923	△ 1,117	△ 1,865	△ 1,722	△ 1,518

■普通交付税の合併特例措置の終了

平戸市の歳入の約 4 割を占めている地方交付税のうち普通交付税は、国調人口等を算定の基礎としていることから、今後も人口流出や少子化の影響による減額が見込まれる。

さらに、市町村合併の特例措置(合併算定替)が平成 28 年度から段階的に縮減されていき、特例措置が終了する平成 33 年度には約 11 億円が縮減する見込みであり、第 2 の「財政危機」に陥る可能性が高いと言える。

合併算定替のイメージ



3. 市の公共施設

(1) 市全域

■現状

平戸市の平成 22 年国調人口が 34,905 人、施設の延床面積は 25.1 万㎡、市民一人当たり延床面積は 7.2 ㎡となっている。

新耐震基準の施設は 14.7 万㎡ (59%)、旧耐震基準の施設は 10.4 万㎡ (41%) となっている。

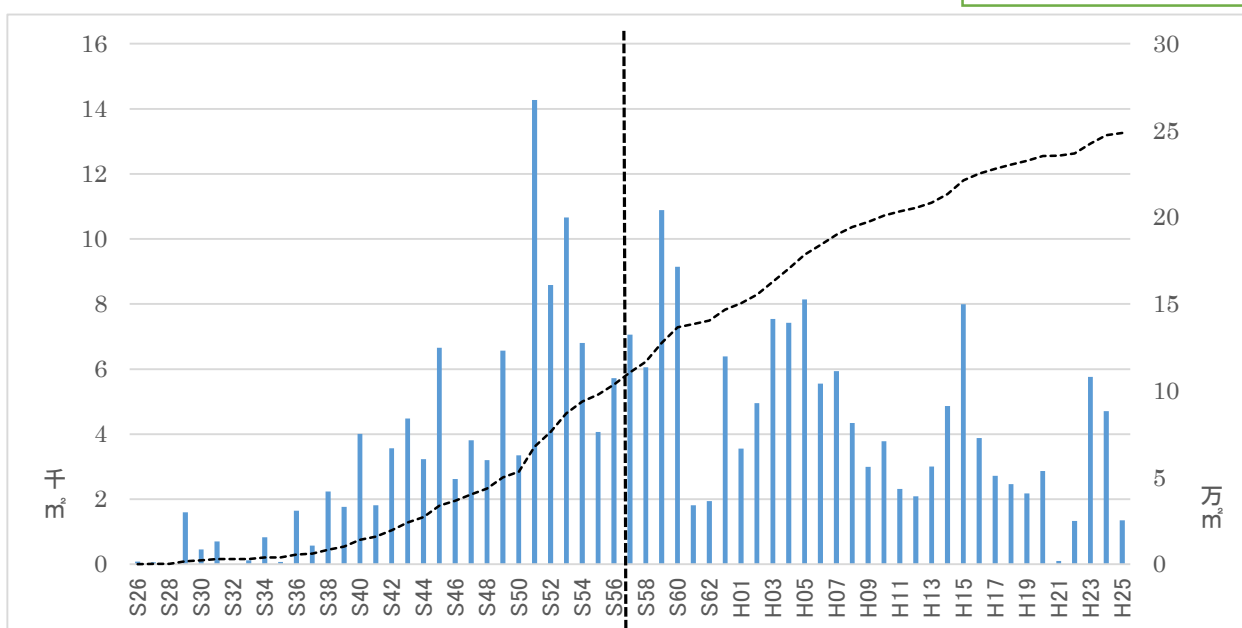
築年別では、築 30 年未満の施設が約 12.3 万㎡で全体の 49%、一般的に建物の寿命とされる築 30 年以上の施設は約 12.8 万㎡ (51%) となっている。また、用途別では、学校施設の延床面積が最も多く 9.8 万㎡、公共施設全体の約 39%、次いで公営住宅が 5.3 万㎡で公共施設の約 21% を占めている。

■課題・問題点

延床面積の割合が最も多い学校施設は、建替え、大規模改修時期を迎えている施設も多く、耐震工事と合わせて順次整備していくこととしている。一方、人口推計を見ても少子化に歯止めがかからない状況下において、「(仮称) 平戸市学校規模適正化計画」を策定し、数十年後の年少人口に応じた学校教育施設の計画的な大規模改修等が求められる。

公営住宅については、旧耐震基準である昭和 30 年代から 50 年代前半に整備されたものが半数を占めており施設の老朽化が懸念される。このことから、老朽化が著しい既設公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に沿って計画的に改善していくことが必要である。

■グラフ 地域内公共施設の延床面積の推移 (市全域)



旧耐震基準(昭和56年以前) 104,253㎡(割合:41.4%)			新耐震基準(昭和57年以降) 147,303㎡(割合:58.6%)		
築年30年以上(昭和59年以前) 128,252㎡(割合:51.0%)			築年20以上30年未満 56,451㎡(22.4%)	築年20年未満 66,853㎡(26.6%)	
主な用途区分	延床面積	構成比	主な用途区分	延床面積	構成比
社会教育集会施設	27,632	11.0	火葬場・保健・衛生施設	5,461	2.2
公園・スポーツ・レク施設	12,267	4.9	産業・観光文化施設	13,738	5.5
福祉・幼児・児童施設	6,561	2.6	交通・市営住宅等施設	57,082	22.7
学校教育施設	97,706	38.8	本庁舎・消防・普通財産	31,109	12.3

(2) 平戸地区（旧平戸市）

■現状

平戸地区の平成 22 年国調人口が 20,230 人、施設の延床面積は 12.5 万 m²、市全体に占める割合は約 50%、一人当たり延床面積は 6.2 m²で市全体の 7.2 m²を 1.0 m²下回っている。

新耐震基準の施設は 6.5 万 m²（52%）、旧耐震基準の施設は 6 万 m²（48%）、となっている。

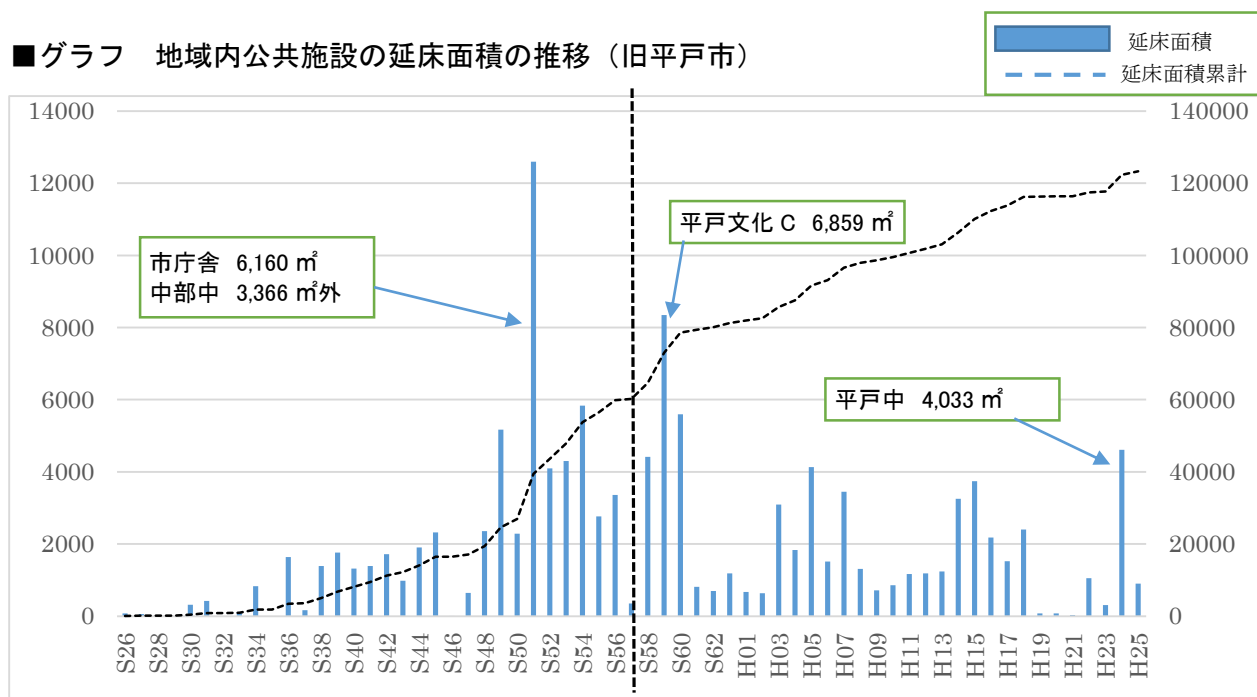
築年別では、築 30 年未満の施設が約 5.2 万 m²（42%）、築 30 年以上の施設は約 7.3 万 m²（58%）となっている。用途別では、学校教育施設の延床面積が最も多く 5.5 万 m²（44%）、次いで公営住宅が 2.1 万 m²（17%）となっている。

■課題・問題点

平戸地区では学校施設の占める割合が最も高く 44%となっている。これまで 30 年間に 65%も年少人口が減少する急激な少子化が進行しているものの、地域住民のシンボル施設であること等から地域によっては学校の統廃合が進まない状況も見られ、当時の児童生徒数で建設された学校施設が各地に小規模校として残っている。

次に多い市営住宅については、平戸北部にある高層団地（RC 造）が約 0.8 万 m²（37%）、その他に平屋住宅が約 1.3 万 m²（59%）となっている。このうち、昭和 30 年代に建設された木造住宅が 0.3 万 m²（12%）、昭和 30～40 年代に建設された CB 造住宅が 0.6 万 m²（29%）、木造の耐用年数 24 年、CB 造の耐用年数 30 年を過ぎた住宅が多く残っている。その他、築 30 年以上が経過している施設が約 6 割を占めるなど、その多くは建替え、大規模改修時期を迎えている。

■グラフ 地域内公共施設の延床面積の推移（旧平戸市）



旧耐震基準(昭和56年以前) 60,152m ² (割合:47.8%)			新耐震基準(昭和57年以降) 65,615m ² (割合:52.2%)		
築年30年以上(昭和59年以前) 73,273m ² (58.3%)			築年20以上30年未満 20,180m ² (16.0%)	築年20年未満(H17以降) 32,314m ² (25.7%)	
主な用途区分	延床面積	構成比	主な用途区分	延床面積	構成比
社会教育集会施設	15,399	12.2	火葬場・保健・衛生施設	1,172	0.9
公園・スポーツ・レク施設	7,265	5.8	産業・観光文化施設	3,795	3.0
福祉・幼児・児童施設	2,555	2.0	交通・市営住宅等施設	22,131	17.6
学校教育施設	55,617	44.2	本庁舎・消防・普通財産	17,833	14.3

(2)-1 平戸北部地区

■現状

平戸地区の平成 22 年国調人口が 10,712 人、施設の延床面積は 7.1 万 m²、市全体に占める割合は約 28%、一人当たり延床面積は 6.6 m²で市全体の 7.2 m²を 0.6 m²下回っている。

新耐震基準の施設は 3.0 万 m² (42%)、旧耐震基準の施設は 4.1 万 m² (58%) となっている。

築年別では、築 30 年未満の施設が約 2.1 万 m² (29%)、築 30 年以上の施設は約 5.0 万 m² (71%) となっている。用途別では、学校教育施設の延床面積が最も多く 2.2 万 m² (30%)、次いで公営住宅が 2.0 万 m² (28%) となっている。

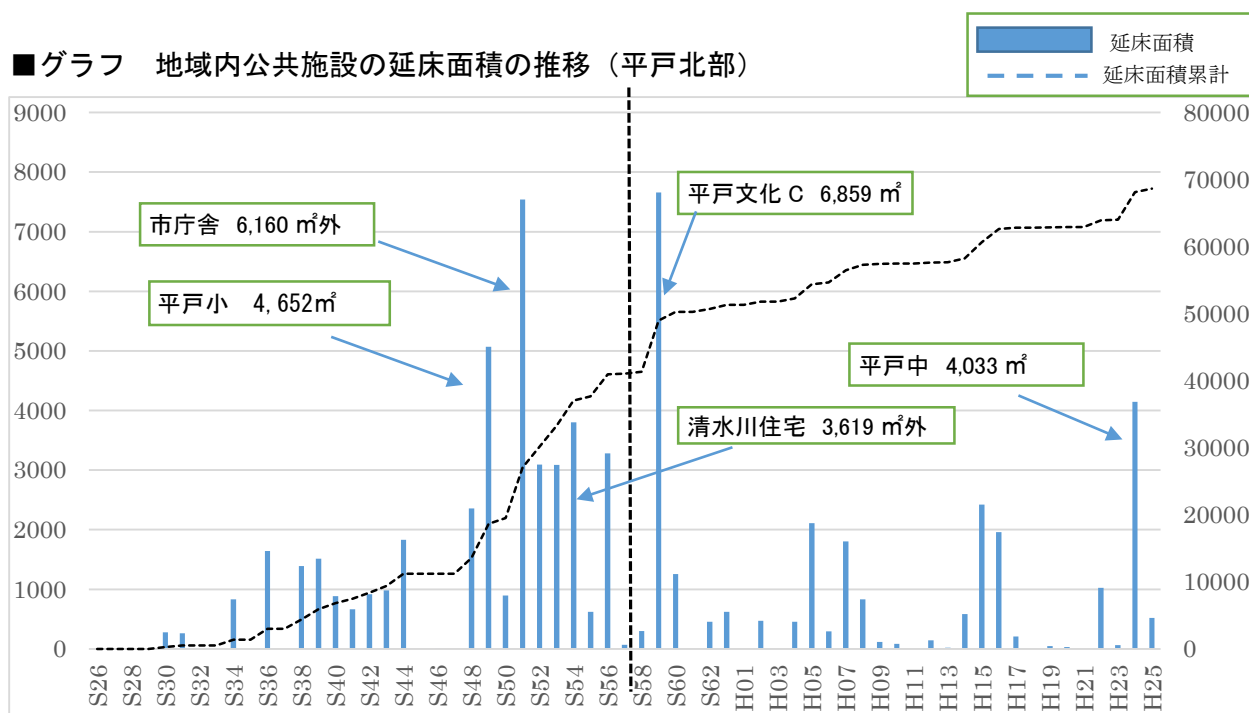
平戸北部地区は本市域の中心部であり、市役所市庁舎や 2,000 人収容のホールを有する平戸文化センター、平戸市総合運動公園といった市の中心的な役割や全市民が利用する目的で設置された施設が多くある。

■課題・問題点

北部地区は、市の中心部であることから、市庁舎・ホール・運動公園等は市の拠点施設として長寿命化や機能の集約化を考慮した計画的な整備が今後必要になると思われる。

その他の特徴的な部分として、当該地区は昭和 48 年頃から昭和 56 年までに建設された施設が多く旧耐震基準の施設が多い状況にあるため、市庁舎及び学校施設については逐次耐震工事等を実施していく予定であるが、築 30 年以上の施設が 70%を占めるなど、施設の老朽化に伴う付帯設備の改修や大規模改修時期を迎えており、今以上に維持管理費が増加していく恐れがある。

■グラフ 地域内公共施設の延床面積の推移（平戸北部）



旧耐震基準(昭和56年以前) 40,963m ² (割合:57.8%)			新耐震基準(昭和57年以降) 29,902m ² (割合:42.2%)		
築年30年以上(昭和59年以前) 50,245m ² (70.9%)			築年20以上30年未満 4,411m ² (6.2%)	築年20年未満(H17以降) 16,209m ² (22.9%)	
主な用途区分	延床面積	構成比	主な用途区分	延床面積	構成比
社会教育集会施設	10,181	14.4	火葬場・保健・衛生施設	37	0.1
公園・スポーツ・レク施設	5,770	8.1	産業・観光文化施設	2,490	3.5
福祉・幼児・児童施設	971	1.4	交通・市営住宅等施設	20,150	28.4
学校教育施設	21,547	30.4	本庁舎・消防・普通財産	9,719	13.7

(2)-2 平戸中部地区

■現状

平戸中部地区の平成 22 年国調人口が 4,180 人、施設の延床面積は 2.2 万 ㎡、市全体に占める割合は約 9%、一人当たり延床面積は 5.4 ㎡で市全体の 7.2 ㎡を 1.8 ㎡下回っている。

新耐震基準の施設は 1.1 万 ㎡（51%）、旧耐震基準の施設は 1.1 万 ㎡（49%）となっている。

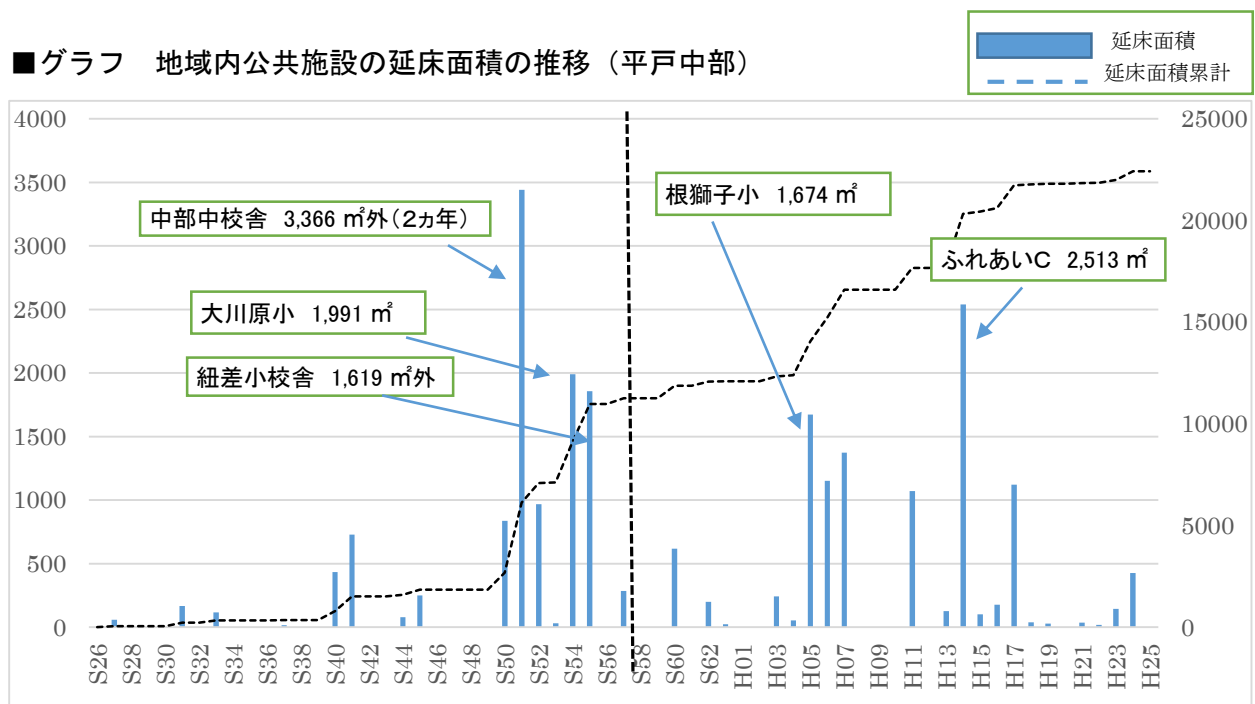
築年別では、築 30 年未満の施設が約 1.1 万 ㎡（47%）、築 30 年以上の施設は約 1.1 万 ㎡（53%）となっている。用途別では、学校教育施設の延床面積が最も多く 1.1 万 ㎡（48%）、次いで市庁舎・普通財産等が 0.5 万 ㎡（20%）となっている。

市全体の一人当たり延床面積を 1.8 ㎡下回っている理由として、市営住宅の市民一人当たり延床面積が 1.5 ㎡に対して、中部地区は 0.1 ㎡と低いこと、ふれあいセンター建設時に、出張所、図書館・消防格納庫機能を当該施設に集約し複合化したこと、新たなごみ処理施設建設に伴い施設廃止してきたこと等があげられる。

■課題・問題点

平戸中部地区では、学校施設の占める割合が最も高く 48%となっている。これまで、本地区では小学校 2 校を統廃合するなど地域における学校の適正化は進めているものの、少子化の進行が予測される中では、これまで以上に小規模校の適正化が求められる。次に市平均より高い割合を占めているのが社会教育集会施設の 13%である。割合が高い要因として、前述のふれあいセンター機能の複合化による面積増加が主な要因となっている。

■グラフ 地域内公共施設の延床面積の推移（平戸中部）



旧耐震基準(昭和56年以前) 10,972㎡(割合:48.9%)			新耐震基準(昭和57年以降) 11,459㎡(割合:51.1%)		
築年30年以上(昭和59年以前) 11,875㎡(53.0%)			築年20以上30年未満 3,348㎡(14.9%)	築年20年未満(H17以降) 7,208㎡(32.1%)	
主な用途区分	延床面積	構成比	主な用途区分	延床面積	構成比
社会教育集会施設	2,869	12.8	火葬場・保健・衛生施設	654	2.9
公園・スポーツ・レク施設	535	2.4	産業・観光文化施設	1,305	5.8
福祉・幼児・児童施設	841	3.7	交通・市営住宅等施設	930	4.1
学校教育施設	10,854	48.4	本庁舎・消防・普通財産	4,443	19.9

(2)-3 平戸南部地区

■現状

南部地区の平成 22 年国調人口が 4,508 人、施設の延床面積は 2.6 万 m²、市全体に占める割合は約 11%、一人当たり延床面積は 5.9 m²で市全体の 7.2 m²を 1.3 m²下回っている。

新耐震基準の施設は 1.9 万 m² (72%)、旧耐震基準の施設は 0.7 万 m² (28%) となっている。

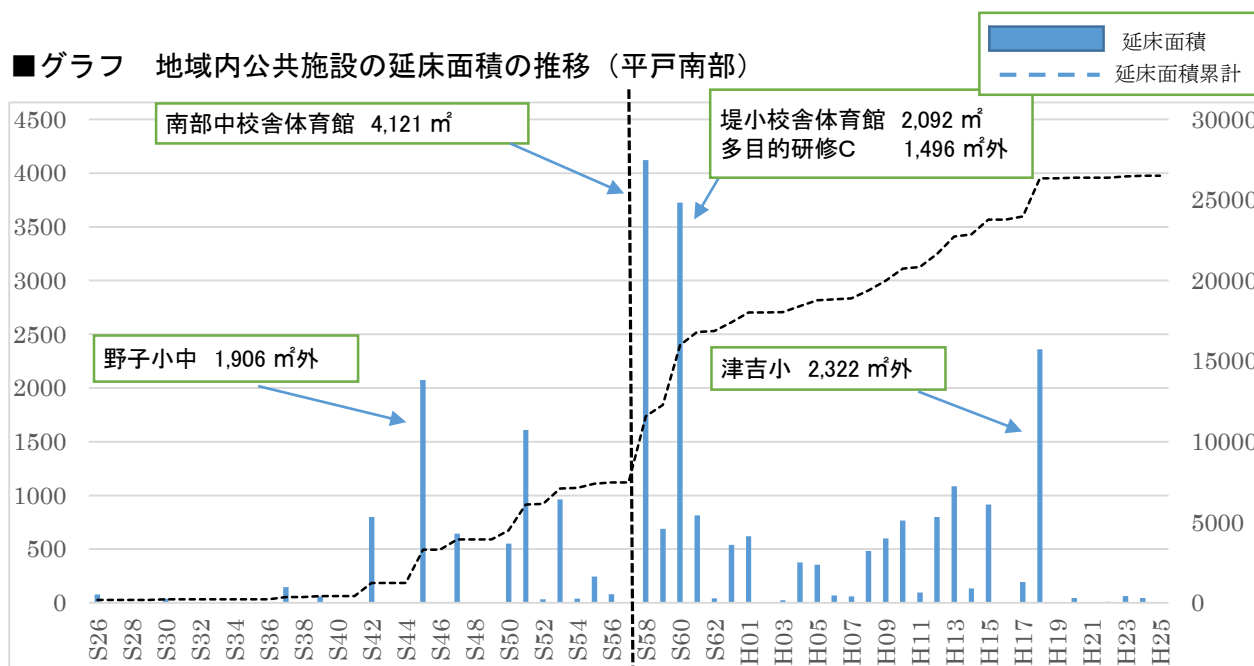
築年別では、築 30 年未満の施設が約 1.1 万 m² (40%)、築 30 年以上の施設は約 1.6 万 m² (60%) となっている。用途別では、学校教育施設の延床面積が最も多く 1.8 万 m² (70%)、次いで普通財産 0.3 万 m² (13%)、社会教育施設が 0.2 万 m² (9%) の順となっている。普通財産の割合が他地域より高いのは、当該地区分校 2 校の統廃合に伴うものであることが主な要因である。その他の傾向として中部地区と南部地区は同様の傾向を示しており、相違点は産業振興施設、文化観光施設がないところである。

■課題・問題点

南部地区では学校施設の占める割合が最も高く 70%となっている。これまで、中部地区と同様に小規模校の統廃合を進めてきたが、地元自治会等との協議が整わず存続していること、一部複式学級となっている小規模校が小学校 3 校、中学校 1 校あること、中南部地区の給食調理場施設があることが、当該地区における学校教育施設の割合の高さの要因となっている。

また、当該地区にはへき地保育所 3 園を設置しているが、いずれも園児が 7~24 人の小規模施設となっている。設置当初と比較すると、学校・保育所の利用率は大きく変化し減少しており、少子化が進行する中で今後も施設利用率の減少は続くものと推測される。

■グラフ 地域内公共施設の延床面積の推移（平戸南部）



旧耐震基準(昭和56年以前) 7,468m ² (割合:28.2%)			新耐震基準(昭和57年以降) 19,032m ² (割合:71.8%)		
築年30年以上(昭和59年以前) 16,002m ² (60.4%)			築年20以上30年未満 2,841m ² (10.7%)	築年20年未満(H17以降) 7,657m ² (28.9%)	
主な用途区分	延床面積	構成比	主な用途区分	延床面積	構成比
社会教育集会施設	2,349	8.9	火葬場・保健・衛生施設	0	0.0
公園・スポーツ・レク施設	915	3.5	産業・観光文化施設	0	0.0
福祉・幼児・児童施設	445	1.7	交通・市営住宅等施設	894	3.4
学校教育施設	18,473	69.7	本庁舎・消防・普通財産	3,424	12.8

(2)-4 平戸度島地区

■現状

度島地区の平成 22 年国調人口が 830 人、施設の延床面積は 0.6 万 m²、市全体に占める割合は約 2%、一人当たり延床面積は 7.2 m²で市全体と同じである。

新耐震基準の施設は 0.5 万 m² (87%)、旧耐震基準の施設は 0.1 万 m² (13%) となっている。築年別では、築 30 年未満の施設が約 0.5 万 m² (87%)、築 30 年以上の施設は約 0.1 万 m² (13%) となっている。用途別では、学校教育施設の延床面積が最も多く 0.5 万 m² (79%)、次いで保健衛生施設が 0.04 万 m² (8%) となっている。保健衛生施設の割合が市平均より高いのは、診療所改修及び介護予防保健施設を新設したことから高くなっている。

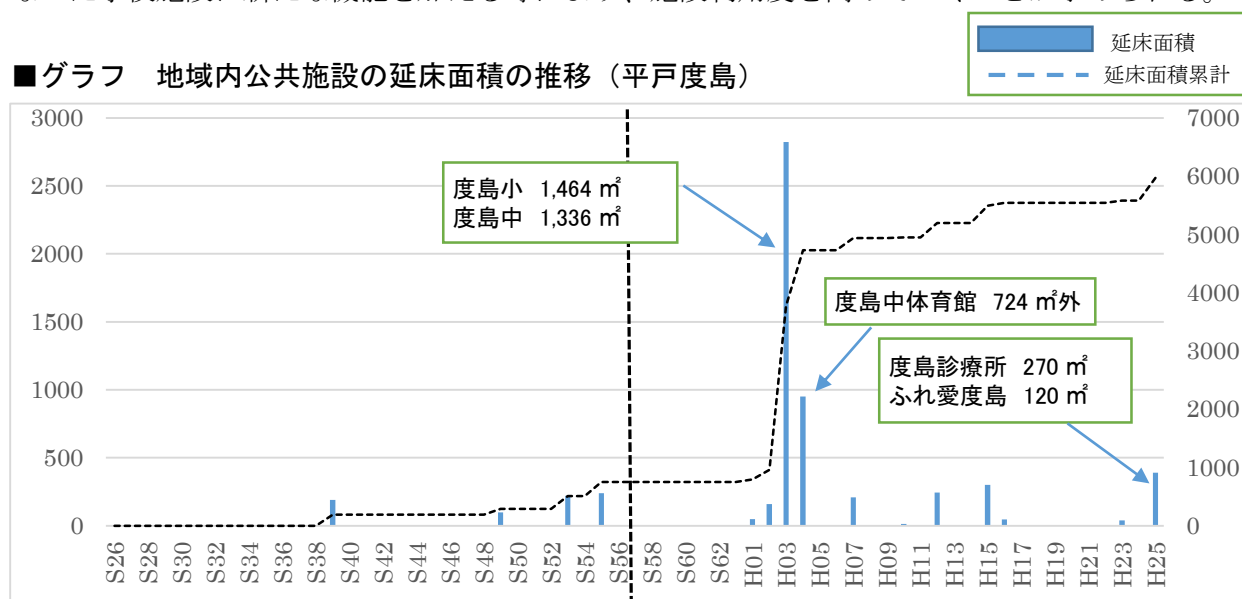
また、度島地区は離島地域であるものの、平戸北部地域と一体化した施策を元に施設整備を進めてきたことから、広域的利用される火葬場、ごみし尿処理施設は設置しておらず、設置している施設は保育所・学校・診療所のみで、当該地区の延床面積の 9 割以上となっている。

■課題・問題点

当該地区における公共施設の多くは学校教育施設である。これまでに、平成 3 年度から 2 カ年工期で、当事の児童生徒数 172 人（平成 2 年）に合わせて 3,660 m²の小中学校併設の校舎・体育館を建設している。児童生徒一人当たりの延床面積で当時と比較すると、建設時が 21.3 m²であるのに対して、平成 25 年度現在の児童生徒数が 81 人であるため、一人当たり延床面積が 45.2 m²となる。

結果として、現在の児童生徒は建設時の 2 倍以上の施設面積を保有しており、当該施設の利用度は 20 年前から半減したといえる。他地区と同様に少子化が進行する中、今後は利用度が低くなった学校施設に新たな機能を加える等により、施設利用度を高めていくことが求められる。

■グラフ 地域内公共施設の延床面積の推移（平戸度島）



旧耐震基準(昭和56年以前) 748m ² (割合:12.5%)			新耐震基準(昭和57年以降) 5,223m ² (割合:87.5%)		
築年30年以上(昭和59年以前) 748m ² (12.5%)			築年20以上30年未満 3,983m ² (66.7%)	築年20年未満(H17以降) 1,240m ² (20.8%)	
主な用途区分	延床面積	構成比	主な用途区分	延床面積	構成比
社会教育集会施設	0	0.0	火葬場・保健・衛生施設	481	8.1
公園・スポーツ・レク施設	45	0.8	産業・観光文化施設	0	0.0
福祉・幼児・児童施設	298	5.0	交通・市営住宅等施設	157	2.6
学校教育施設	4,743	79.4	本庁舎・消防・普通財産	247	4.1

(3) 生月地区（生月町）

■現状

生月地区の平成 22 年国調人口が 6,390 人、施設の延床面積は 5 万㎡、市全体に占める割合は約 20%だが、一人当たり延床面積は 7.8 ㎡で市平均から 0.6 ㎡上回っている。

旧耐震基準の施設は 2.2 万㎡（45%）、新耐震基準の施設は 2.8 万㎡（55%）となっている。

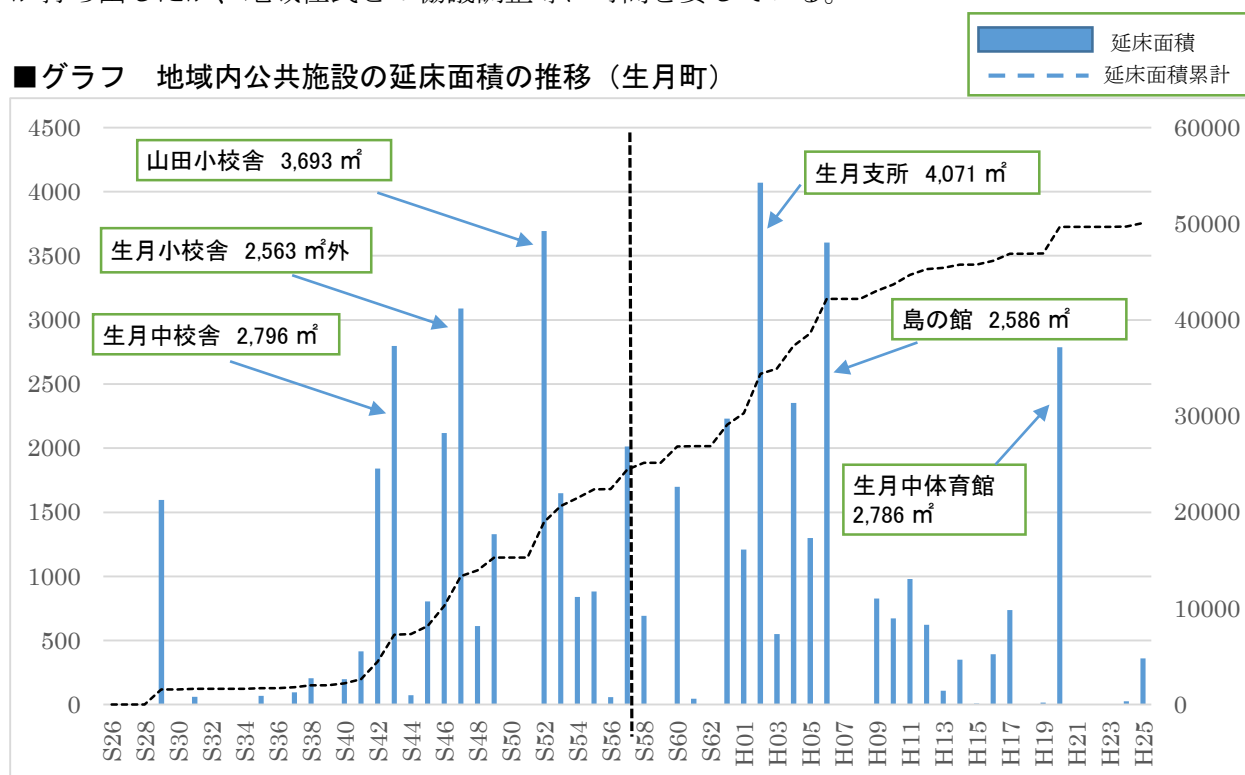
築年別では、築 30 年未満の施設が約 2.5 万㎡（50%）、築 30 年以上の施設は 2.5 万㎡（50%）となっている。用途別では、生月地区も同様に学校教育施設の延床面積が最も多く 1.7 万㎡（35%）、次いで公営住宅が 1 万㎡（21%）の順になっている。

■課題・問題点

生月地区では、他の合併した自治体と同様に一自治体としてフルセットの公共施設を整備してきたことから市平均を上回っている。特徴的なところは、福祉児童等施設が市全体より 2.7 ポイント、集会施設が市全体より 2.1 ポイント高い。

これは、2つの市立保育所、児童館及び児童遊園、集会施設では市立地区公民館を有していることが他地区より高くなっている要因である。少子化の影響等から平成 23 年度に 1 園廃止方針が打ち出したが、地域住民との協議調整等に時間を要している。

■グラフ 地域内公共施設の延床面積の推移（生月町）



旧耐震基準(昭和56年以前) 22,425㎡(割合:44.8%)			新耐震基準(昭和57年以降) 27,648㎡(割合:55.2%)		
築年30年以上(昭和59年以前) 25,129㎡(50.2%)			築年20以上30年未満 17,059㎡(34.1%)	築年20年未満(H17以降) 7,885㎡(15.7%)	
主な用途区分	延床面積	構成比	主な用途区分	延床面積	構成比
社会教育集会施設	6,579	13.1	火葬場・保健・衛生施設	256	0.5
公園・スポーツ・レク施設	2,888	5.8	産業・観光文化施設	2,897	5.8
福祉・幼児・児童施設	2,673	5.3	交通・市営住宅等施設	11,502	23.0
学校教育施設	17,410	34.8	本庁舎・消防・普通財産	5,868	11.7

(4) 田平地区（田平町）

■現状

田平地区の平成 22 年国調人口が 6,953 人、施設の延床面積 5.5 万 m²、市全体に占める割合は約 22%、市民一人当たり延床面積は 7.9 m²で市平均を 0.7 m²上回っている。

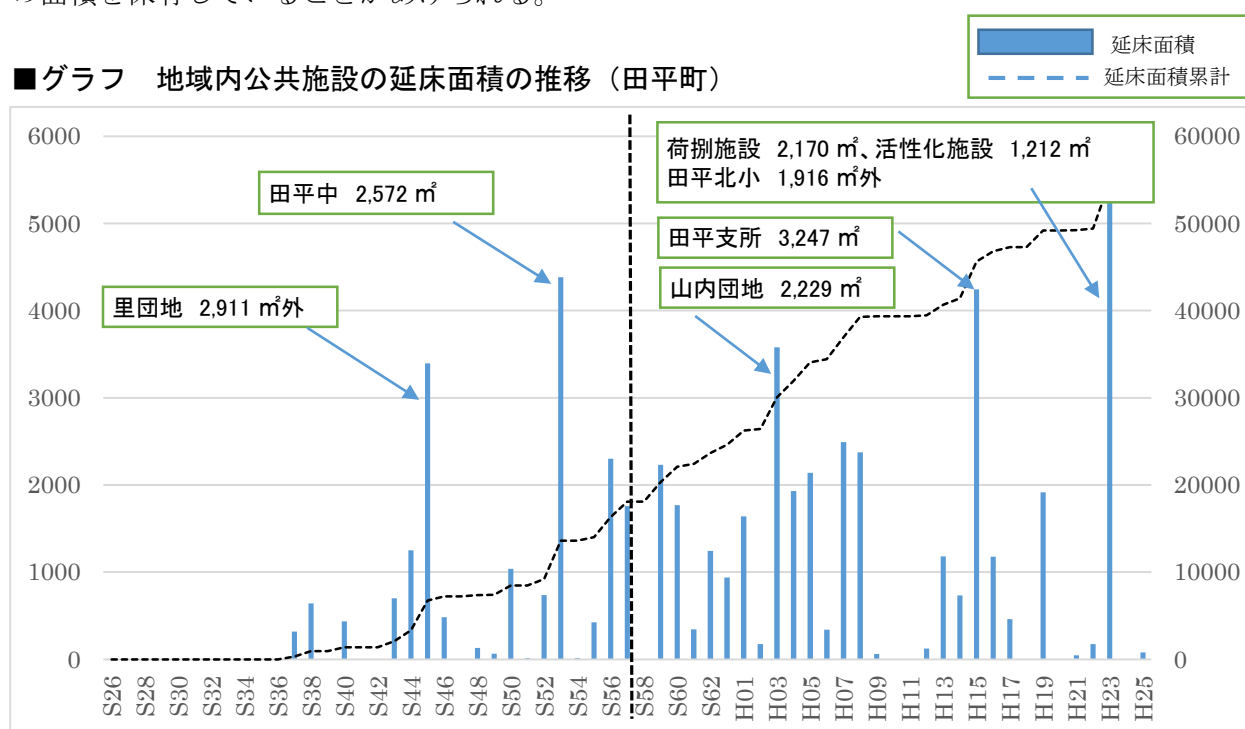
旧耐震基準の施設は 1.6 万 m²（30%）、新耐震基準の施設は 3.9 万 m²（70%）となっている。築年別では、築 30 年未満の施設が約 3.5 万 m²（63%）、築 30 年以上の施設は約 2 万 m²（37%）となっている。用途別では、他地区と違って、市営住宅の延床面積が最も多く 2.1 万 m²（38%）、次いで学校教育施設の 1.6 万 m²（29%）となっている。

本地区の特徴的なところは、築年数が若く他地域より比較的新しい施設が多くあること、シーサイドエリア活性化施設・荷捌施設、産業会館といった比較的大型の施設を保有しているため産業・観光施設が市平均より 3.8 ポイント高いこと、その他に市立保育所・幼稚園等の児童施設や老人福祉施設の福祉分野の公共施設がないことがあげられる。

■課題・問題点

田平地区でもフルセットの公共施設整備をすすめてきたことから市平均を上回っている。平均を押し上げている要因として、市営住宅の全市民一人当たり延床面積が 1.5 m²に対して、田平地区では 3.0 m²と約 2 倍あること、また、市全体の産業振興施設の延床面積 0.6 万 m²のうち田平地区が 73%を占め、全市民一人当たり延床面積 0.16 m²に対して、田平地区では 0.6 m²と約 3.8 倍の面積を保有していることがあげられる。

■グラフ 地域内公共施設の延床面積の推移（田平町）



旧耐震基準(昭和56年以前) 16,331m ² (割合:29.8%)			新耐震基準(昭和57年以降) 38,554m ² (割合:70.2%)		
築年30年以上(昭和59年以前) 20,319m ² (37.0%)			築年20以上30年未満 14,102m ² (25.7%)	築年20年未満(H17以降) 20,464m ² (37.3%)	
主な用途区分	延床面積	構成比	主な用途区分	延床面積	構成比
社会教育集会施設	3,542	6.5	火葬場・保健・衛生施設	2,292	4.2
公園・スポーツ・レク施設	1,790	3.3	産業・観光文化施設	5,099	9.3
福祉・幼児・児童施設	0	0.0	交通・市営住宅等施設	22,151	40.3
学校教育施設	16,111	29.4	本庁舎・消防・普通財産	3,900	7.0

(5)大島地区（大島村）

■現状

大島地区の平成 22 年国調人口が 1,332 人、施設の延床面積 2.1 万 m²、市全体に占める割合は約 8.3%、大島地区の一人当たり延床面積は 15.6 m²で市平均を 8.4 m²と大きく上回り、約 2.3 倍の延床面積を保有していることになる。

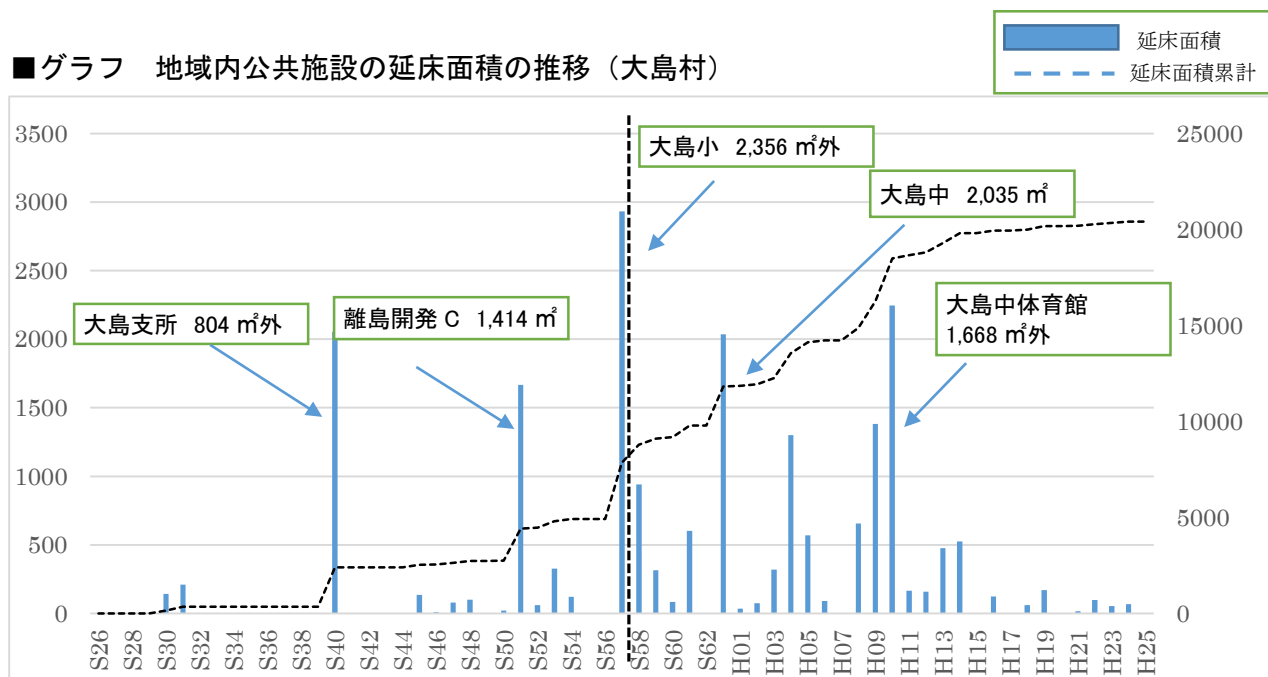
旧耐震基準の施設は 0.5 万 m²（26%）、新耐震基準の施設は 1.6 万 m²（74%）となっている。築年別では、築 30 年未満の施設が約 1.1 万 m²（54%）、築 30 年以上の施設は約 1.0 万 m²（46%）となっており、新耐震基準年以降に建設された比較的新しい施設が多い。用途別では、学校教育施設の延床面積が最も多く 0.9 万 m²で約 41%、次いで市庁舎等の行政系施設が 0.4 万 m²で約 17%を占めている。

■課題・問題点

大島地区でもフルセットの公共施設整備を進め、かつ離島自治体であったこともあり、市平均の市民一人当たり延床面積で比較すると、し尿処理場が 12.6 倍、火葬場が 10.4 倍、診療所が 8 倍、観光施設（宿泊施設）が 6 倍と非常に高い。

これらの施設は広域的に利用される施設であるため、他の地区によっては平戸地区の施設利用等により廃止した施設もあることが、当該地区の一人当たり延床面積を押し上げる要因伴っている。その他の用途別施設でも当該地区の人口減少が著しいこと等から、全般的に市民一人当たりの延床面積は高い数値を示している。今後は、離島地域であることを前提に、他地域とのバランスを考慮した公共施設の適正化を進めていくことが求められる。

■グラフ 地域内公共施設の延床面積の推移（大島村）



旧耐震基準(昭和56年以前) 5,346㎡(割合:25.7%)			新耐震基準(昭和57年以降) 15,485㎡(割合:74.3%)		
築年30年以上(昭和59年以前) 9,532㎡(45.8%)			築年20以上30年未満 5,109㎡(24.5%)	築年20年未満(H17以降) 6,190㎡(29.7%)	
主な用途区分	延床面積	構成比	主な用途区分	延床面積	構成比
社会教育集会施設	2,112	10.1	火葬場・保健・衛生施設	1,741	8.4
公園・スポーツ・レク施設	324	1.6	産業・観光文化施設	1,947	9.3
福祉・幼児・児童施設	1,334	6.4	交通・市営住宅等施設	1,298	6.2
学校教育施設	8,568	41.1	本庁舎・消防・普通財産	3,507	16.9

(6) 県内自治体との比較

■現状

東洋大学が出典している「自治体別公共施設延床面積リスト」において、全国 984 自治体の調査結果が集計されている。全国平均の市民一人当たり延床面積は、**3.4 m²**、長崎・佐世保市を除く県内自治体の平均が **5.1 m²** となっている。

5 万人以下の県内自治体を見ると、壱岐市は 9.0 m² と大きく上回っており、次いで五島市 7.4 m²、平戸市 7.2 m² の順となっている。旧市町村単位で見た場合は、大島地区が 15.6 m²、田平地区 7.9 m²、生月地区 7.8 m²、平戸地区 6.2 m² の順になっている。

その他、諫早、大村市は 10 万人規模の自治体でもあること等から、市民一人当たり延床面積も全国平均に近い数値になっている。

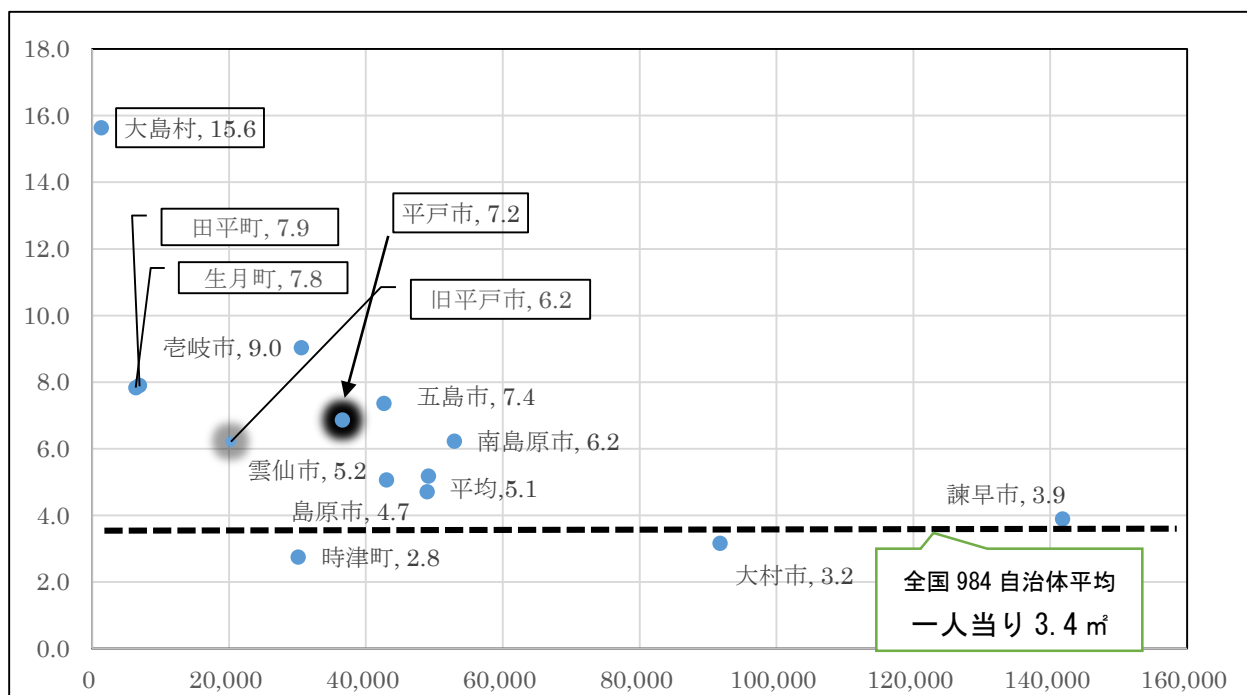
■課題・問題点

全国及び県内自治体と本市を比較すると、市民一人当たり延床面積は、全国の 2.1 倍、県内平均の 1.4 倍となっている。旧市町村単位では、大島地区が全国の 4.6 倍、田平・生月地区が 2.3 倍、平戸地区が 1.8 倍といずれも大きく上回っている。

このように、市民一人当たり延床面積は市全体及び旧市町村単位で見ても全国及び県平均以上であり、市民一人当たりの公共施設にかかる維持経費負担は他市と比較しても非常に高くなっている状況にある。

■グラフ 県内各市の市民一人当たり延床面積比較

(単位：m²)



(7) 今後における更新費用の予測

本市における普通財産を除く公共施設の延床面積が約 24 万 2 千㎡である。

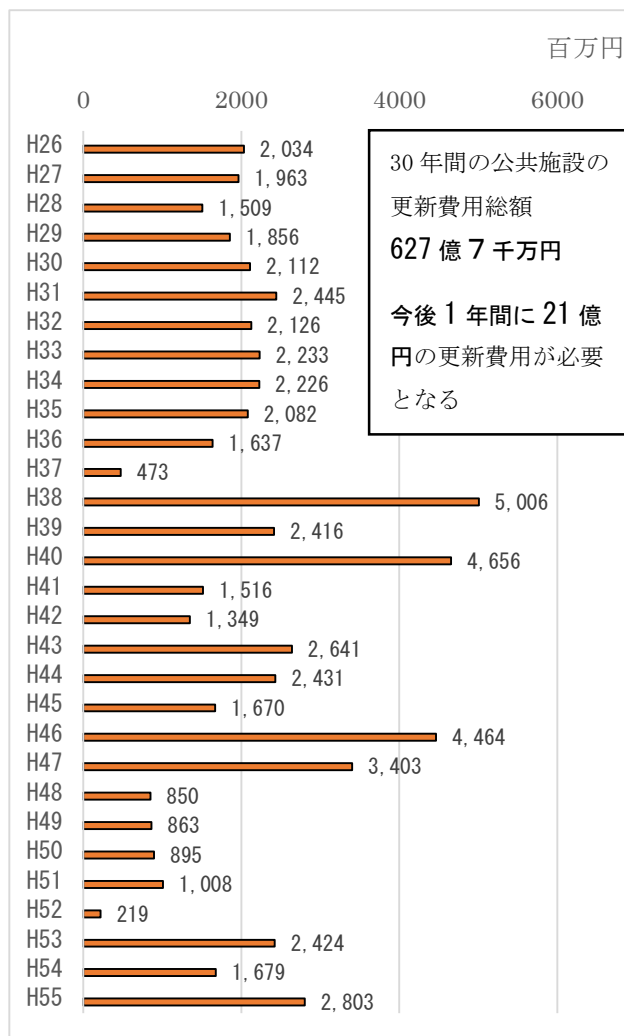
財務省令で定められた法定耐用年数により施設の更新時期を設定し試算した結果、今後 30 年間の施設の更新費用（平成 26～平成 55 年度）が 627 億 7 千万円、1 年間の更新費用が約 21 億円となった。また、今回の試算は、平成 26 年度以前に耐用年数を過ぎた施設の更新費用である約 110 億円を含めており、その更新費用は平成 26 年度から 10 年間平均して実施することで算出している。

その他にも公共施設の更新費用として、老朽化 ■グラフ 今後 30 年間の公共施設の更新費用
対策等の大規模改修費用が生じることになる。

その費用は、一般的に RC 造施設であれば築年数 30 年程度を目処に、㎡単価 200～250 千円が必要とされるが、公共施設の構造等に差異があること、施設個々の状態に応じた更新となるため今回の試算には反映していない。

また、平成 22～24 年度の決算統計資料から過去 3 年間の投資的経費を分析すると、公共施設以外の道路や橋りょう、漁港建設等を含めた投資的経費全体の平均が約 26 億円、そのうち公共施設にかかる分が約 13 億円で推移している状況にある。

今後 30 年間における公共施設の更新費用が年間約 21 億円に対して、現在の公共施設にかかる投資的経費が約 13 億円となっている状況からも、今後における公共施設の更新費用が本市の財政運営に非常に大きな負担となることが予想される。



※再建設費用の試算方法

- ・平成 26 年度以前に耐用年数が過ぎた施設の更新費用が約 110 億円となるため、平成 26 年から 10 年間に平均して振り分け計上した。
- ・施設数の基準を 1 施設群としたが、1 施設群に築年度、構造等が違う施設が混在するため個別に算出し計上した。
- ・公共施設に関連した平戸市振興実施計画の平成 26 年度以降の計上事業費は反映しない。

※再建設費用の設定基準

耐用年数：RC 造 50 年 S 造 38 年 CB 造 30 年 W 造 24 年

根拠：財務省令：経済的耐用年数を準用（建物減価償却資産としての法的耐用年数）

建設単価：市民・社教・産業・行政系 400 千円 スポレク・公園系 360 千円

学校（教職員住宅含）・福祉・児童系 330 千円 市営住宅 280 千円

根拠：自治総合センター更新費用試算ソフトの設定単価を準用

(8) 投資的経費

■現状

平成22年度から平成24年度までの決算統計をもとに、本市の投資的経費を算出した結果、投資的経費（単独事業分）の過去3年平均は約26億円となっている。また、この投資的経費には、農林水産業の農道・農業基盤整備、漁港建設、土木事業の道路、橋梁、河川、港湾事業等も含まれているため、これらの事業を除いた公共施設にかかる投資的経費の事業費は、下表のとおり13億円となった。

投資的経費のH22～H24年推移

（単位：千円）

区分	投資的経費全体			3ヵ年平均	投資的経費（公共施設関係）			3ヵ年平均
	H22事業費	H23事業費	H24事業費	事業費	H22事業費	H23事業費	H24事業費	事業費
総務費	135,473	86,905	36,814	86,397	135,473	86,905	36,814	86,397
民生費	4,161	30,255	3,185	12,534	4,161	30,255	3,185	12,534
衛生費	21,158	63,443	34,900	39,834	21,158	63,443	34,900	39,834
農林水産費	345,331	225,991	138,507	236,610	120,526	122,432	86,207	109,722
商工費	26,375	73,186	27,962	42,508	26,375	73,186	27,962	42,508
土木費	1,889,817	1,315,733	661,982	1,289,177	207,632	90,550	64,163	120,782
消防費	222,930	298,356	728,281	416,522	222,930	298,356	728,281	416,522
教育費	368,129	590,810	380,831	446,590	368,129	590,810	380,831	446,590
その他	84,675	0	0	28,225	84,675	0	0	28,225
合計	3,098,049	2,684,679	2,012,462	2,598,397	1,191,059	1,355,937	1,362,343	1,303,113

■30年後の予測

30年後を想定した財政規模及び投資的経費の予測については、将来人口推計・地方交付税の動向などの不確定要素が多くあり試算が困難なことから、本市における30年後の将来人口推計2万人程度の産業構造や人口動態が類似する6自治体を抽出し、平成24年度における市町村決算状況から本市の状況と比較した。その結果が「平成24年度6自治体別決算状況比較表」である。

本表を見ると、30年後の決算総額では6自治体平均が102億6千万円に対し、本市は133億4千万円、市民一人当たりの決算額では6自治体平均が51万9千円に対し、本市は70万4千円、市民一人あたり投資的経費決算額では6自治体平均が6万5千円に対し、本市は16万円となっている。

今後、公共施設の総量抑制をはじめとする各種事業の見直しを講じなければ、30年後の本市の財政支出は6自治体の1.3倍、投資的経費では約2.5倍の事業を実施していくことになる。

■課題・問題点

本市における財政支出は、6自治体と比較して投資的経費の比重が高く、投資的経費事業を他市よりも多く実施していることが、結果的に多くの財産を保有維持する状態となっている。この問題を解決し安定的な財政運営に資するためには、投資的経費にかかる各事業の評価検証を行い、費用対効果の低い事業の取捨選択を検討する必要がある。また、事業の取捨選択から生まれる財源を、少子高齢化・人口減少対策に充てるといった新たな視点が本市の行財政運営に求められる。

平成24年度 6自治体別決算状況比較

（単位：人口：人 決算額：百万円）

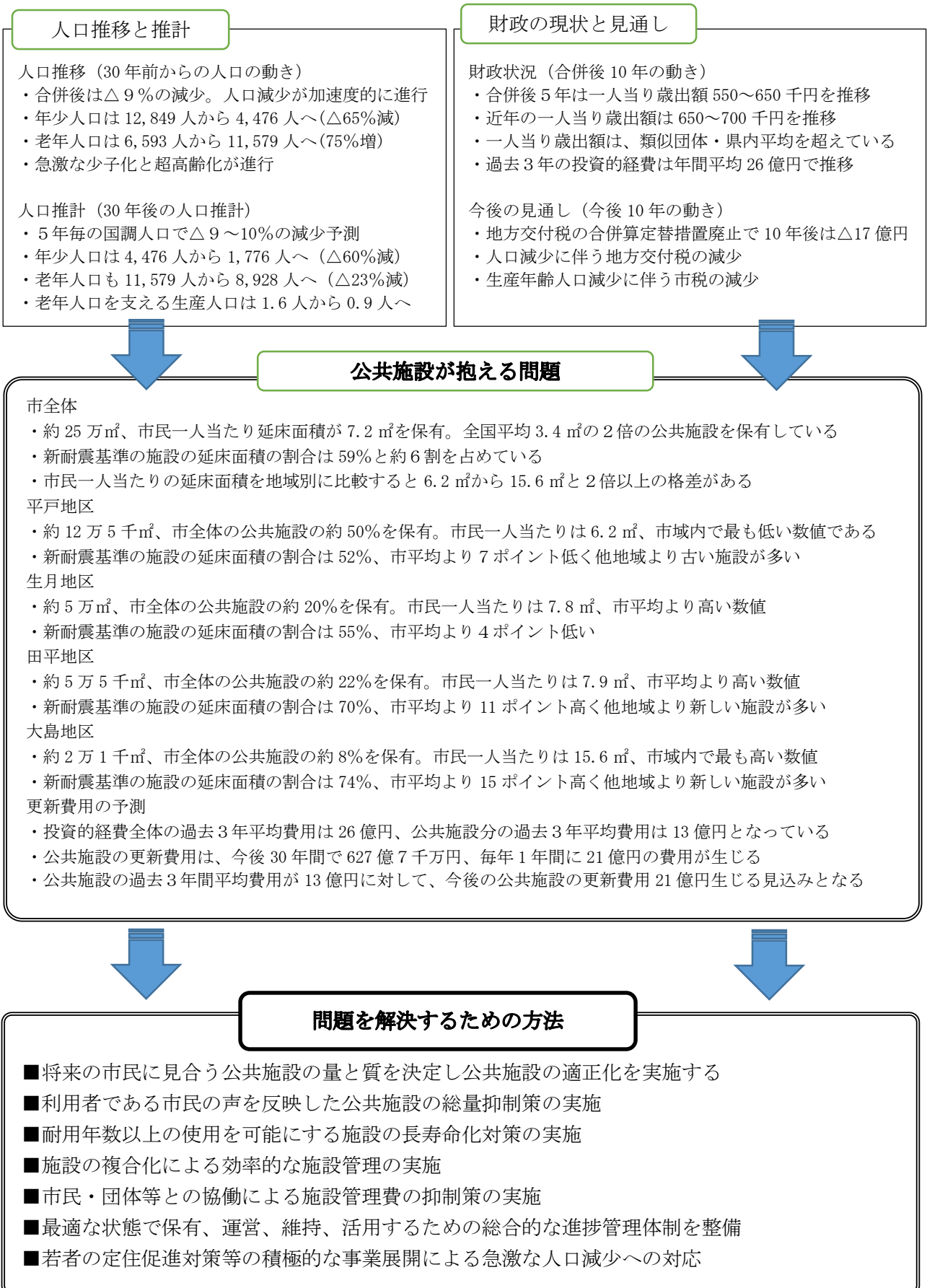
区分	平戸市 (H22時)	津久見市	えびの市	串間市	阿久根市	垂水市	西之表市	6市の平均		平戸市(H52時)		6市との比較	
								全体	市民一人当たり 決算額(千円)	全体	市民一人当たり 決算額(千円)	全体(%)	市民一人当たり 決算額(%)
人口(H22)	34,905	19,917	21,606	20,453	23,154	16,946	16,567	19,774		18,959			
決算額	24,558	9,146	10,938	11,419	11,101	9,163	9,787	10,259	519	13,339	704	130.0	135.6
投資的経費	5,592	1,241	1,471	1,361	1,301	1,297	1,024	1,283	65	3,037	160	236.8	247.0
単独事業	2,598	471	708	565	794	472	345	559	28	1,411	74	252.3	263.2

※平戸市決算額は平成22～24年度の3ヵ年平均で算出

※投資的経費 学校、公営住宅の建設や道路などの支出効果が社会資本の形成に向けられ、施設等が資産として将来に残るものに充てる経費をいう。

4. 課題・問題点整理

Ⅱ章「公共施設の現状と課題」で整理した「人口、財政、公共施設における現状と課題」を以下のとおりまとめた。



5. 公共施設の適正化の必要性

■市民負担の動向

「4. 課題・問題点整理」と合わせて考慮すべき指標が、将来にわたる公共施設の更新費用と市民負担の関係である。

現在の公共施設の更新費用は年間13億円、市民1人あたりに換算すると3万8千円となるが、今後、全施設を更新した場合、毎年の更新費用が21億円、市民一人あたりに換算すると6万円となり、現在の公共施設の更新費用の1.6倍を負担することになる。

次に、将来人口推計により時系列で更新費用を市民一人当たりで試算すると10年後は4万6千円、現在の費用の約1.2倍、20年後は5万6千円、現在の費用の約1.5倍、30年後には7万円、現在の費用の約1.9倍もの負担増となる。

次に、現在の市民一人あたり3万8千円を上限として公共施設の更新費用を設定した場合、10年後には保有面積25.1万㎡の△17%、4.3万㎡の減、20年後には△32%、8.0万㎡の減、30年後には△46%、11.5万㎡の削減を実施しなければ、今以上の負担増を市民に求めることになる。

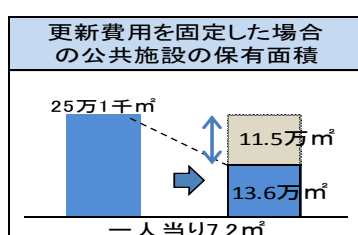
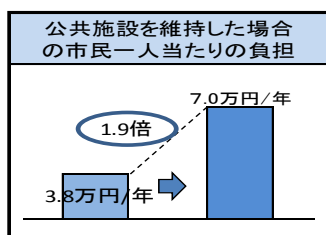
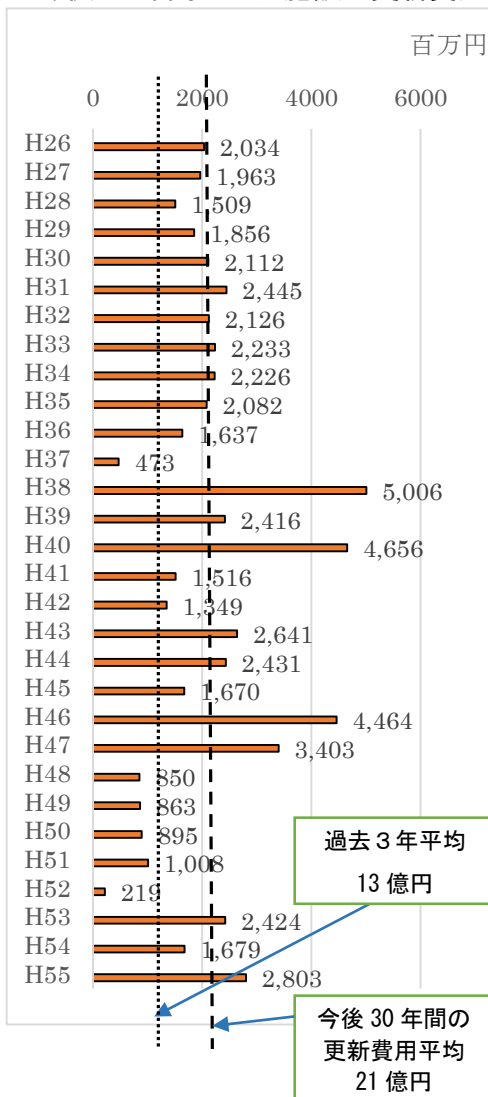
■適正化の必要性

合併前の各自治体の時期から、本市は住民の要請に応え、フルセットの公共施設整備を行ってきた結果、当時の人口規模のままの公共施設を、人口が減少している現在もそのまま維持している。

しかし、今後における本市の人口動態や財政状況を考慮すると、全公共施設の維持更新することができないことはこれまでの分析で明らかになった。

今日の行政運営に問われているのは、市民のあらゆる要請に応じて全公共施設を維持していくのではなく、将来世代の負担増を回避するために、現在保有している公共施設の適正化、計画的な保全による長寿命化対策等を講じていくことが求められる。

■今後30年間の公共施設の更新費用



現状のままで推移

- 公共施設を現状維持することは不可能
- 何もしなければ財政破綻、施設の老朽化を招き市民の負担増となる恐れがある

人口減少対策

- 若い世代が暮らしやすい環境づくり
- 若い世代のニーズに応じた定住促進対策
- 子育て支援、企業誘致の事業展開など…

公共施設の適正化の必要性

- 保有施設の適量化と施設の再配置
- 計画的な保全による施設の長寿命化
- 市民協働による効果的な維持管理
- 人口動態に適応できる施設の整備
- 子育て世代に優しい施設の整備など…

公共施設の適正な維持と更新により、将来世代への負担増を回避する

Ⅲ. 公共施設の適正化に関する基本的な考え方

本市は、4市町村が合併した自治体であり、合併後も地域の独自性や特徴を生かしていくため、より地域住民の意見が反映できる地域自治区を設置するなどにより、新しい自治体として相互連携を図りながら一体的に運営してきた。また、地域住民と協力し建設された直売所施設、診療所と介護予防拠点施設を組み合わせた複合施設、その他学校施設、道路改修等の公共インフラ整備を進めてきた結果、地域福祉の向上や観光客の増加等につながるなど、新たな公共施設の整備等によって地域活性化や地域コミュニティの向上等につながっている。

一方、急激な人口減少の予測や地方交付税の合併算定替措置の段階的な縮小が予定されている状況を踏まえ、今後は定住促進対策、地域活性化対策などの様々な対策を市民と行政が一体となって進めていくことによって人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたり負担が残らないよう地域特性を反映した公共施設の適正配置を実施する。

また、公共施設の適正配置を実施するに当たり、「これまでも続けてきた施設だから、そのまま残して運営していく。」といった短絡的な前例踏襲意識を排除し、今後における行財政運営の健全化に資するため、「人口減少期における財源逡減を想定した危機回避のための公共施設の適正配置」に取り組む。

1. 基本方針

平戸市総合計画に基づく計画的なまちづくりと連動し、地域特性とバランスを考慮した公共施設の適正配置を実施するため、次の5つの方針を基に従来の手法等を見直し、全市的・横断的な公共施設の適正管理への転換を目指す。

方針1 公共施設の総量抑制

将来にわたり公共施設において行政サービスの提供を維持していくためには、今後の人口動態等を踏まえた行政需要を見極めながら、本市の財政規模に見合った施設利用面積にしていくことが必要である。これまでの「建物を整備する」という従来の概念にとらわれず、施設機能を高めるための施設の統廃合等を実施し「公共施設の総量抑制」を図ることとする。

- ・市民等の利用度が低い老朽化施設の統廃合を実施するなどにより、今後における人口動態の変化に応じた公共施設の総量抑制を実施する。
- ・政策的な必要性に応じて新たに施設を建設する場合は、同じ機能を有する施設の廃止または近接する既存施設の統廃合等を検討実施する。
- ・耐用年数が到来する施設は、施設の利用実態等を踏まえ、施設機能の複合化、機能移転、統廃合を事前検討する。

方針2 公共施設の複合化

合併前からそれぞれの自治体において、時代の要請に応えフルセットの公共施設整備を行ってきた結果、合併した現在では同じ機能を持つ施設が各地に点在し、旧役場庁舎は支所へとその機能や利用度が変わっている施設も少なくない。その他にも、時代の流れや行政需要の変化から、施設目的が設立当初から変化している施設もある。

これらのことを踏まえ、各地に点在する同じ機能の施設や、施設目的が変わり利用度が低くなった施設等については、施設機能を高めるための様々な手法を用いるなどにより「公共施設の複合化」を図ることとする。

- ・各地域におけるフルセットの施設整備ではなく、各地域の特性を考慮して連携・補完することにより必要な行政サービスを提供する。
- ・近接する公共施設の複合化・共有化や、施設の余剰スペースを活用した施設の集約化・多機能化により施設価値を高める。

方針3 公共施設の長寿命化

公共施設の適正配置と合わせて、公共施設全体を長期にわたり適正かつ安全に維持管理することで、公共施設白書で示した法定耐用年数以上に公共施設の長寿命化を実施する必要がある。

このことから、公共施設のトータルコストの縮減・平準化といった考え方を取り入れ、将来の修繕・施設更新等の時期を的確に把握しながら、財政運営とも連動した公共施設の維持保全のための様々な手法を用いるなどにより「公共施設の長寿命化」を図ることとする。

- ・既存施設の劣化状況等の把握及び施設評価等を行うなどにより、公共施設の長寿命化方針を策定する。
- ・従来における公共施設の事後的管理を廃止し、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を行う予防保全型の維持管理へと移行する。

方針4 公共施設の効率的な管理

公共施設の将来的な市民負担や財政負担に対応していくためには、施設建設費の縮減と合わせてライフサイクルコスト（Life Cycle Cost）の縮減も重要な課題である。

このことから、これまでの施設の管理運営の事業手法にとらわれず、民間のノウハウや地域協働の新たな管理運営の方法を検討する等により「公共施設の効率的な管理」を図ることとする。

- ・市民協働事業または民間委託の導入等について施設個々の実態に応じて検討する。
- ・地域活動の拠点となる公共施設と市民協働事業の一体化を検討する。

方針5 公共施設の適正な進捗管理

施設設備の経年劣化、維持管理費の推移及び施設利用の変化といった公共施設に関する様々な情報を一元管理することで、施設個々の態様を把握することが可能になり、今後における公共施設の適正配置に関する具体的な検討が可能になる。

また、施設利用者である市民の意見を反映させる仕組みや公共施設の適正配置の取り組みに関する庁内体制を整備することにより「公共施設にかかる適正な進捗管理」を図ることとする。

- ・公共施設の適正配置及び保全管理を総合的に管理するための庁内体制や外部機関等を設置し、定期的な進捗管理を実施する。

2. 住民サービスの必要性等に応じた公共施設の位置付け

人口減少等によって財政規模や行政サービス量が変化しても、市民生活を営むうえで必要なサービス活動は「教育・福祉・医療・防災・生活基盤」といった分野であり、民間施設も含め各地域における市民ニーズの応じた施設が整備され機能している。

「表2-1 公共施設の機能別による優先度一覧表」では、用途別施設ごとの施設が有する行政サービス活動や施設所有の必要性を考慮するとともに、平成24年度に実施した平戸市総合計画市民アンケートにおける「公共施設の関連施策の必要性」も踏まえ分類したものである。

具体的には、本市が公共施設の適正配置を実施していくうえで、市民生活に不可欠なサービスを有する施設、施設の複合化や多機能化が可能な施設規模であること等を考慮して分類したものである。

行政が果たす本来の役割は、単に公共施設を建設することではなく、公設民設を問わず住民生活に必要なサービスを地域住民に提供することにある。言い換えれば、公共施設自体が重要ではなく、「公共施設で提供されるサービス」が地域住民にとって重要であり、これらのサービス活動を「施設の機能」として捉え、行政サービスの必要性が高く市の管理が義務付けられている施設等を、サービス活動の拠点施設として位置づけ、公共施設の適正配置を実施していくことが重要である。

■表2-1 公共施設の機能別による優先度一覧表

	施設機能	用途別施設	優先度の考え方
施設所有の必要性が大	機能拠点施設	市庁舎 支所・出張所 消防本部（署） 消防出張所 小学校・中学校 診療所・歯科診療所 就学前児童・児童福祉施設 福祉施設 火葬場・ごみ処理施設 最終処分場・下水処理施設	・市庁舎は自治業務が行われる拠点施設である ・支所等は自治業務が行われる施設である ・消防本部は市民の生命財産を守る防災拠点施設である ・消防出張所は各地域の防災拠点施設である ・学校施設は、地域の避難所機能を備えた義務教育施設であり、かつ一定の敷地面積を有している ・学校施設は、敷地面積・施設規模からも各地域のニーズに対応できる可能性が大である ・市民の健康をケアする施設である ・児童福祉施設等は人口減少対策に必要な施設である ・高齢者・社会的弱者の福祉向上に必要な施設である ・生活基盤機能として必要な施設である ・市民アンケートにおいて必要性の高い施設群である
	その他の施設	集会施設 公園・スポーツレク施設 その他教育施設 衛生施設 産業振興施設 観光施設 交通施設 市営住宅	・施設利用者が目的に応じて利用する施設である ・市民の余暇・娯楽に利用する施設である ・民間企業等で代替機能がある施設である ・指定管理制度を導入している施設が多くある ・全市民が利用する広域的施設に位置づけられる施設がある等

■市民アンケートに見る公共施設の必要性

平成 24 年度に実施した平戸市総合計画に関する市民アンケートから、公共施設関連を抜粋したものが右表である。

今後、市民にとって必要性の高い施策は「医療施設、高齢者障害者施設の整備、消防防災対策、ごみし尿処理対策」が非常に高く、次いで保育所・小中学校施設という結果である。一方、スポーツ・レク施設、公営住宅の整備について必要性が低い結果となっている。

このように、公共施設関連のアンケート結果を見ても、住民生活に不可欠なサービスを提供する施策を今後も住民の多くは必要としており、表 2-1 にある機能拠点施設に分類した多くの施設がアンケート結果の上位を占めている。

市総合計画アンケート結果(公共施設関係抜粋)

施設満足度	必要性
医療施設の整備	1.22
高齢者障害者のための施設整備	1.16
消防・防災対策	0.97
生活排水し尿処理の対策	0.91
ごみ収集処理等の対策	0.87
保育所や児童館の施設整備	0.76
小中学校の整備	0.73
広場・公園の整備	0.57
図書館公民館などの施設整備	0.57
幼稚園の整備	0.57
スポーツ・レク施設の整備	0.51
公営住宅の整備	0.25

※評価基準:「△2」から「+2」の5段階評価。

(1) 機能拠点施設

本市が保有する公共施設の中でも、行政サービスの必要性が最も高く引き続き保有維持を優先する施設を「機能拠点施設」として位置づけ、施設の長寿命化や施設の複合化を実施するなどにより地域における拠点施設化を図ることとする。

■市庁舎・消防本部（署）

市庁舎及び消防本部は、行政機能及び防災機能を有する施設の中でも、本市における行政執行機能の中核施設、または大規模災害時における中核施設として重要な役割を有しており、住民生活及び行政サービスの継続的な維持に必要な施設である。このことから、市庁舎・消防本部(署)を「機能拠点施設」と位置づける。

■小学校・中学校

小学校・中学校は市内各地域に設置されており、その施設機能は義務教育活動を主として地域の避難所機能や社会体育機能も備え、かつ一定の敷地を有するなど施設規模の点からも他の公共施設より施設機能が強く地域の核となり得る施設である。加えて、少子高齢化等により地域コミュニティ機能の低下が予想される中で、児童生徒及び子育て世代を見守る世代の地域交流の場として、ソフト面でも複合的な利活用が可能な公共施設であることなどから「機能拠点施設」と位置づける。

■その他の機能拠点施設（行政・防災・医療・児童福祉・福祉・生活基盤機能を有する施設）

行政事務が行われている市庁舎以外の支所・出張所（行政機能）、災害等から市民の生命財産を守る消防出張所（防災機能）、市民の健康をケアする診療所（医療機能）、子育て支援の拠点である就学前児童施設・児童福祉施設（児童福祉機能）、市民の福祉向上を図る福祉施設（福祉機能）、廃棄物の収集処理・下水処理施設、火葬場施設（生活基盤機能）は、いずれも市民生活に欠かせない施設機能等であることから「機能拠点施設」として位置づける。

■拠点施設における適正配置

今後の人口減少及び少子高齢化の進行が予測されるなど、公共施設を取り巻く環境は状況に応じて常に変化することから、機能拠点施設として位置づけた施設であっても「地域の特性、人口規模、地域バランス」等を考慮した適正配置について定期的に検討する。

特に、小学校・中学校は少子化に対応した「(仮称) 学校施設適正配置計画」を策定し、今後における学校施設の適正配置が予定されていることから、地域住民への説明と理解を求めていくなどの作業等を踏まえ、計画的な学校施設の統廃合に取り組むこととする。

表 2 - 2 区域別の機能拠点施設一覧 (H25 年度末)

区分	北部	中部	南部	生月	田平	大島	合計	備考
市庁舎	1						1	
消防本部	1						1	
小学校	4	2	5	2	3	1	17	北部：平戸、田助、中野 中部：紐差、根獅子小 中部中 南部：中津良、堤、津吉、志々伎小、野子小（併設） 度島：度島小（併設） 生月：生月、山田小 田平：田平北、田平南、田平東小 大島：大島小
中学校	3	1	2	1	1	1	9	北部：平戸中、中野中 中部：中部中 南部：南部、野子中（併設） 度島：度島中（併設） 生月：生月中 田平：田平中 大島：大島中
支所、出張所		1	1	2	1	1	6	生月、田平、大島支所、中部、南部、館浦出張所
出張所（消防）			1	1	1	1	4	中津良、生月、田平、大島出張所
消防分団格納庫	12	12	13	7	5	8	57	※京崎（15 ㎡）は地区所有施設
診療所、歯科診療所	1					3	4	度島診療所、大島診療所・出張所、大島歯科診療所
福祉施設				1	1	1	3	福祉保健センター、生月・大島高齢者生活福祉センター
その他福祉施設	2						2	ワークブラザ、ふれ愛C度島
就学前児童施設（幼稚園） （市立保育所） （へき地保育所）	2	1	3	2		1	9	北部：平戸幼稚園、度島町へき地保育所 中部：根獅子町へき地保育所 南部：早福町・志々伎町・野子町へき地保育所 生月：山田・生月保育所 大島：大島村保育所
児童福祉施設	1	2		2	1		6	学童保育所：北部（平戸小）、生月（生月小）、 地域子育て支援拠点施設（福祉保健）：田平 療育支援C：中部 適応指導教室：中部 児童館：生月
火葬場		1		1		1	3	平戸斎場、人形石斎場、大島斎場
ごみ処理施設		1		2	1	1	5	総合衛生C、生月町一般廃棄物処分場、生月ストックヤード、田平ごみ焼却場、大島クリーンセンター
下水処理施設				1	1		2	農業集落排水施設、馬の元浄化センター
し尿処理場等			1			1	2	大島し尿処理場、高島地区飲料水供給施設
合計	27	21	26	22	15	20	131	

(2) その他の施設

「表２－３ 区域別のその他の施設一覧」の公共施設は、機能拠点施設を除いた全施設であり「その他の施設」と位置づける。その他の施設は、施設更新することなく、機能拠点施設への機能の集約化や、隣接するその他の施設との複合化を実施するなどにより、当該施設は廃止または統合することを原則とする。

一方、「その他の施設」の中には、「平戸文化センター、総合運動公園、赤坂野球場、平戸城、観光交通ターミナル」といった広域的に利用される施設や主に観光客が利用する施設も含まれている。これらの施設は、各分野の振興策に重要な役割を持つ施設であり、地域の特性や広域的な視点で施設優先度を考慮し、機能拠点施設として再選定する必要がある。

また、これらの施設の中には指定管理者制度を活用し民間事業者等により管理運営がなされているように、管理主体が行政でなければならない施設ではない。民間事業者等のノウハウが活用できる施設については、指定管理者制度の適用を始め管理運営のあり方を見直す必要がある。今後、その他の施設全般については、市民の意見等を取り入れるなどにより各施設の方向性を明確化するものとする。

表２－３ 区域別のその他の施設一覧（H25 年度末）

区分	北部	中部	南部	生月	田平	大島	合計	備考
公民館	1	1	1	1	1	1	6	北部、中部、南部、生月、田平、大島
図書館	1	1	1	1	1	1	6	平戸・永田記念図書館、4 公民館図書室
ホール型施設	1			1	1		3	平戸文化 C、生月離島開発 C、田平活性化施設
コミュニティ施設	2	1	2	5	2	3	15	ふれあい会館、田助ハイヤー節伝承館、地域交流センター等
都市公園	6				1		7	
自然公園	2	2	1	4	2	3	14	
その他公園	6	2	3	12	3		26	児童遊園、漁港公園等
競技施設	5	1		2	3		11	総合グラウンド、赤坂野球場、シーライフひらど、市営相撲場、テニスコート、中部市民運動場等
体育館	1		1	2	1		5	古江町民体育館、南部屋内運動場、B & G 海洋 C 等
運動広場		1	1	1	1	1	5	グラウンド、町民運動場等
キャンプ場	1			1	1	2	5	半元、御崎野営場、中瀬草原、大賀、天の原キャンプ場
海水浴場	6	4	1	1	3	1	16	更衣室、便所、シャワー室等
その他レク施設	2						2	休養村 C、紙漉きの里施設
給食調理施設	2		1	1	1	1	6	度島地区は学校施設内に設置
教職員住宅	4		2			6	12	12 箇所、52 戸
公衆便所	2	2		3	3		10	
農林水産施設		1			1	1	3	集出荷施設、荷捌施設、農畜産加工施設
直売所				1	3		4	生月公園道の駅、ビートル館等
その他産業施設					1		1	産業会館
観光施設	2	1				1	3	平戸城、切支丹資料館、鄭成功記念館等
宿泊施設						1	1	いさりびの里
博物館	1			1	2	1	6	オランダ商館、島の館、昆虫自然園、里田原資料館等
その他観光施設	3						3	うで湯あし湯、温泉給湯設備等
バス待合所	3	4		2	1	5	15	観光交通ターミナル、便益施設等
定期船待合所	3		1			2	6	フェリーターミナル等
その他待合所	1						1	交流広場内観光ガイド施設
市営住宅	14	3	3	14	7	1	42	42 箇所、987 戸
普通財産等	6	3	6	2		4	21	
合計	75	27	24	55	39	35	255	

3. 機能拠点施設の方向性等

2項において「住民サービスの必要性等に応じた公共施設の位置付け」により分類した機能拠点施設は、原則として耐用年数到来後は施設更新することとして位置づけ、今後における人口動態や財政状況の変化に応じた施設のあり方を検証する等により適正配置に努めることとした。

今後、公共施設の適正配置を実施していくためには、機能拠点施設を用途別に区分し、現状と課題を踏まえた施設の方向性について、利用者である「市民・関係団体」等と協議決定する取り組みも必要であることから本項において提案するものである。

3-1 市庁舎、消防本部

(1) 現状と課題

■利用度（利用面積）

市庁舎及び消防本部は、全市民を対象とした広域的な施設機能であることから、対象人口が全市民となり当該施設にかかる一人当たりの利用面積が小さくなるため、人口推移に伴う利用面積の数値変動は小さい。

■安全性（耐震化）

市庁舎は築37年が経過したものの十分に活用できることから平成26年度に耐震工事に着手している。消防本部は昭和46年度に建設され、施設の老朽化等も著しいことから、平成27年度供用開始に向けて別地に新設している。いずれの施設も耐震性は確保している。

■運営・コスト（維持管理費）

利用度と同様に、全市民が利用対象であり、一人当たりの管理経費が小さくなるため、人口推移に伴う維持管理費の数値変動は小さい。

■広域的な視点（隣接、類似施設）

市庁舎及び消防本部は、行政機能及び防災機能を有する施設の中でも、本市における行政執行機能の中核施設、または大規模災害時における中核施設として重要な役割を有しており、住民生活及び行政サービスの継続的な維持に必要な施設である。

(2) 施設の方向性

- ・機能拠点施設として施設更新する。
- ・施設更新の際には、他の隣接施設機能の複合化等を事前検討する。

表3-1 市庁舎・消防本部の状況

名称	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築年度	耐震 状況	避難所 指定	人口(人)		一人当り面積(㎡)		一人当り管理費(千円)		備考
						S55	H22	S55	H22	S55	H22	
市 庁 舎	6,270	35,326	S51	H26	—	50,849	34,905	0.1	0.2	0.7	1.0	
消 防 本 部	2,205	4,435	H27	○	—	15,721	11,459	0.1	0.2	0.3	0.4	平戸北部・度島人口

3-2 小学校・中学校

(1) 現状と課題

■利用度（利用面積）

当該施設の規模は、建設当初の児童生徒数を想定したものであるため、少子化の進行により、全小中学校において児童生徒一人当たりの利用面積が増加している。現在の児童一人当たりの利用面積は20年前と比較して約2倍となっている。

また市域全域に学校施設が点在していることもあり、各地区の避難所として利用されている。

■安全性（耐震化）

小中学校26校のうち、平成25年度までに耐震工事が未実施の校舎は3棟、体育館は9棟となっている。しかし、未実施施設の耐震工事については平成27年度に完了予定である。いずれも旧耐震基準前に建設された施設であり、平成26年度末現在における学校施設の耐震化率は98%となっている。

■運営・コスト（維持管理費）

児童生徒一人当たりの維持管理費及び事業費を平成2年の状況と比較すると、平成2年の小学校平均20千円が、平成25年には51千円と約2.6倍、平成2年の中学校平均20千円が、平成25年には43千円と約2.2倍になっており、少子化に伴い一人当たりの維持管理費・運営費が増加している。

また、学校施設は、児童生徒数にかかわらず一定の施設面積を確保する必要があるため、児童生徒の少ない小規模校ほど一人当たり維持管理費・運営費が結果的に割高になっている。

(2) 施設の方向性

- ・更新すべき施設である。施設更新の際には、他の隣接施設機能の複合化等を事前検討する。
- ・当該施設は、(仮称)平戸市学校施設適正化計画に基づいた段階的な適正配置（統廃合）を実施する。
- ・適正配置後の施設は、避難所機能が必要かどうかを検討する必要がある。

表3-2 小学校・中学校の状況

区分		名称	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築年度	耐震状況		避難所 指定	児童生徒数(人)		一人当り面積(㎡)		一人当り管理費(千円)		備考
						校舎	体育館		H02	H25	H02	H25	H02	H25	
小学校	北部	田 助 小	2,863	6,006	S48～H17	○	H26	○	211	79	13.6	36.2	28	76	
		平 戸 小	5,903	11,161	S39～S48	○	H27	○	819	438	7.2	13.5	14	25	
		度 島 小	1,600	6,222	H03～H07	○	○	○	106	47	15.1	34.0	59	132	一部複式 併設校
		中 野 小	2,487	4,986	S44～H16	○	○	○	187	59	13.3	42.2	27	85	一部複式
	北部小計		12,853	28,375					1,323	623	9.7	20.6	21	46	
	中部	根 獅 子 小	2,471	3,096	H05～H06	○	○	○	98	27	25.2	91.5	32	115	一部複式
		紐 差 小	3,604	4,077	S48～H17	○	○	○	509	149	7.1	24.2	8	27	
	中部小計		6,075	7,173					607	176	10.0	34.5	12	41	
	南部	中 津 良 小	2,030	3,171	S30～S53	H27	H27	○	109	34	18.6	59.7	29	93	一部複式
		堤 小	2,092	3,701	S60～S60	○	○	○	49	20	42.7	104.6	76	185	完全複式
		津 吉 小	3,279	3,402	H15～H23	○	○	○	247	76	13.3	43.1	14	45	
		志 々 伎 小	2,525	2,748	S50～H13	○	○	○	106	33	23.8	76.5	26	83	一部複式
		野 子 小	1,683	2,632	S45～H09	○	○	○	76	31	22.1	54.3	35	85	完全複式 併設校
	南部小計		11,609	15,654					587	194	19.8	59.8	27	81	
	生月	生 月 小	4,542	6,230	S45～S57	○	○	○	482	125	9.4	36.3	13	50	
		山 田 小	4,715	5,619	S38～S54	H26	H27	○	308	122	15.3	38.6	18	46	
	生月小計		9,257	11,849					790	247	11.7	37.5	15	48	
	田平	田 平 北 小	3,749	6,510	S43～H23	○	H27	○	377	216	9.9	17.4	17	30	
		田 平 南 小	3,059	4,788	S43～H07	○	H27	○	165	75	18.5	40.8	29	64	
		田 平 東 小	2,501	3,475	S44～S63	○	H27	○	206	79	12.1	31.7	17	44	
		田平小計		9,309	14,773				○	748	370	12.4	25.2	20	40
	大 島 小		3,365	6,566	S57～S60	○	○	○	153	45	22.0	74.8	43	146	一部複式
	小学校合計			52,468	84,390				4,208	1,655	12.5	31.7	20	51	
区分		名称	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築年度	耐震状況		避難所 指定	児童生徒数(人)		一人当り面積(㎡)		一人当り管理費(千円)		備考
						校舎	体育館		H02	H25	H02	H25	H02	H25	
中学校	北部	平 戸 中	6,229	8,270	H15～H24	○	○	○	569	296	10.9	21.0	15	28	
		中 野 中	3,148	2,992	S53～H08	○	○	○	129	50	24.4	63.0	23	60	
		度 島 中	2,060	1,858	H03～H04	○	○	○	66	34	31.2	60.6	28	55	併設校
		北部小計		11,437	13,120				764	380	15.0	30.1	17	35	
	南部	中 部 中	4,779	5,513	S51～H07	○	○	○	306	119	15.6	40.2	18	46	
		南 部 中	4,143	5,942	S58～S58	○	○	○	251	87	16.5	47.6	24	68	
		野 子 中	1,835	1,301	S45～H10	○	○	○	45	16	40.8	114.7	29	81	一部複式 併設校
		南部小計		5,978	7,243				296	103	20.2	58.0	24	70	
		生 月 中	7,481	6,233	S42～H20	○	○	○	374	167	20.0	44.8	17	37	
		田 平 中	6,227	7,510	S53～H05	○	○	○	374	216	16.6	28.8	20	35	
大 島 中		3,778	4,285	S63～H10	○	○	○	88	30	42.9	125.9	49	143		
中学校合計			39,680	43,904				2,202	1,015	18.0	39.1	20	43		
小中学校合計			92,148	128,294				6,410	2,670	14.4	34.5	20	48		

※表中の維持管理・運営費は、人件費を除く。(正規職員と臨時職員の給与格差があるため)

※合併前旧町村の児童生徒数資料が平成2年度から整理されているため、基準年度を平成2年とする。

3-3 支所、出張所

(1) 現状と課題

■利用度（利用面積）

3支所、3出張所は、対象人口が大きく一人当たりの利用面積が小さくなるため、人口推移による数値変動は小さい。一方、施設の機能を見た場合、市町村合併により旧役場庁舎であった3支所施設の役割や位置づけが大きく変化したことから、支所の職員配置数は合併前の2分の1以下となっている。また、支所・出張所区域における人口規模の違いから一人当たりの利用面積に違いが生じている。

■安全性（耐震化）

中部・南部出張所は、ふれあいセンター及び多目的研修センター内に設置されており、いずれも施設の耐震性は確保されている。また、大島支所は公民館機能等を備えた複合施設として新設することから、平成27年度までに館浦出張所を除き施設の耐震性は確保される予定である。

■運営・コスト（維持管理費）

利用度と同様に、対象人口に対する施設の管理経費が小さいことから人口推移による数値変動も小さい状況にある。一方、施設個々で見た場合、3支所の一人当たりの管理費平均で比較すると、大島支所が約2倍、生月地区は支所・出張所を保有しており、これらを合計すると約1.5倍となっている。

■広域的な視点（隣接、類似施設）

新しいコミュニティ推進計画に基づき、地域住民の参画と連携による自立した地域の確立に向け、各地域において「まちづくり協議会」の設置が検討されており、中部出張所をはじめとする支所・出張所は当該協議会の拠点施設ともなりうることから、各地域における協議の過程を踏まえ各施設の方向性を明確化する必要がある。

(2) 施設の方向性

- ・更新すべき施設である。施設更新の際には、他の隣接施設機能の複合化等を事前検討する。
- ・まちづくり協議会の拠点施設ともなりうることから協議を踏まえ方向性を明確化する。

表3-3 支所、出張所の状況

区分	名称	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築年度	耐震 状況	避難所指定	人口(人)		一人当たり面積(㎡)		一人当たり管理費(千円)		備考
							S55	H22	S55	H22	S55	H22	
支所・ 出張所	中部出張所	(163)	0	H05~H06	○	—	7,049	4,180	—	—	—	—	公民館経費に含む
	南部出張所	(30)	0	S48~H17	○	—	7,203	4,508	—	—	—	—	公民館経費に含む
	生月支所	4,071	8,947	H02	○	○	9,790	6,390	0.4	0.6	0.9	1.4	
	館浦出張所	賃貸	1,454	S50	—	—	4,273	2,789	—	—	0.3	0.5	
	田平支所	3,247	7,310	H15	○	○	8,580	6,953	0.4	0.5	0.9	1.1	
	大島支所	1,159	4,845	H40~H10	H27	○	2,506	1,332	0.5	0.9	1.9	3.6	
		8,477	22,556				50,849	34,905	0.2	0.2	0.4	0.6	

※合計人口は市内総人口とした。

3-4 消防出張所

(1) 現状と課題

■利用度（利用面積）

市町村合併に伴い、旧役場別館を改修し大島出張所が開設されるとともに、田平出張所が松浦地区消防組合から平戸市消防本部に編入され現在に至っている。各出張所とも消防本部と同様に、対象人口が大きく一人当たりの利用面積値が小さくなるため人口推移による影響は小さい。

■安全性（耐震化）

消防出張所のうち生月出張所は昭和 50 年に建設、田平出張所は昭和 49 年に建設された施設であるが、現時点で耐震診断を実施していない状況にある。当該施設については、施設の耐震診断の実施をはじめとして施設整備の可否、または近隣施設との複合化等を検討する必要がある。

■運営・コスト（維持管理費）

各施設の対象人口に対して管理経費が小さいことなどから、施設ごとに比較しても大きな格差は生じていない。

■広域的な視点（隣接、類似施設）

平成 27 年度新設される消防本部と田平出張所間の距離は半径 3 km 圏内、移動距離にして 4.5km となり、他地域間とのサービスの格差を考慮した場合に、消防本部と出張所機能の集約化等といった課題が生じる。特に、消防出張所は市民の生命財産に関わる施設機能であることから、当該地区消防団の意向や各地域における協議の過程を踏まえた慎重な検討が求められる。

(2) 施設の方向性

- ・更新すべき施設である。施設更新の際には、他の隣接施設機能の複合化等を事前検討する。

表 3-4 消防出張所の状況

区分	名称	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築年度	耐震 状況	避難所指定	人口(人)		一人当たり面積(㎡)		一人当たり管理費(千円)		備考
							S55	H22	S55	H22	S55	H22	
消防出張所	中津良出張所	258	674	S59	○	—	14,252	8,688	0.0	0.0	0.0	0.1	平戸中部・南部人口
	生月出張所	210	462	S50	—	—	9,790	6,390	0.0	0.0	0.0	0.1	
	田平出張所	143	495	S49	—	—	8,580	6,953	0.0	0.0	0.1	0.1	
	大島出張所	302	617	H10~H19	○	—	2,506	1,332	—	0.2	—	0.5	
		913	2,248				50,849	34,905	0.0	0.0	0.0	0.1	

※合計人口は市内総人口とした。

3-5 診療所・歯科診療所

(1) 現状と課題

■利用状況（受診者数・利用者数）

平成25年度における度島診療所の1日当たり受診者数が22人、大島診療所では受診者数が1日当たり26人、的山出張所では一日当たり受診者数が（週3日午後のみ開設）25人、大島歯科診療所では1日当たり受診者数が6人となっている。過去5年間の受診者数の動向（H25 主要な施策の成果報告書引用）では、度島診療所は年度間で増減があるものの全体的には微減傾向、大島診療所・大島歯科診療所は年度間で増減はあるものの一定している。

■運営・コスト（維持管理費）

各診療所とも、毎年、運営費不足分として一般会計からの繰入がなされている状況にある。過去5年の診療収入の推移（H25 主要な施策の成果報告書引用）では、大島診療所の診療収入は年々減少傾向、大島歯科診療所は、年度間で増減はあるものの診療収入は一定の傾向、度島診療所は、診療収入は年度間で増減があるものの全体的には微減傾向にある。

■広域的な視点（隣接、類似施設）

的山出張所と大島診療所間の距離は半径2km圏内、移動距離にして5kmとなる。耐震性も未定の状況にあり、また他地域との医療機関の設置状況と比較するとサービスの格差が生じている。地域間を結ぶ交通機関の利便性を向上させる等により診療所への集約化を検討する必要がある。

(2) 施設の方向性

- ・更新すべき施設である。施設更新の際には、他の隣接施設機能の複合化等を事前検討する。
- ・人口減少による診療収入減等も想定されること等から、中長期的に安定した経営基盤となるよう経営改善が必要である。

表3-5 診療所・歯科診療所の状況

名称	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築 年度	耐震 状況	避難所 指定	受診者数(人)		一人当たり面積(㎡)		一人当たり管理費(千円)		備考
						H21	H25	H21	H25	H21	H25	
度島診療所	270	1,482	H25	○	—	5,813	5,261	0.0	0.1	0.3	0.3	H25一般会計繰入 20,115千円
大島診療所	576	5,589	S57	○	—	4,535	4,767	0.1	0.1	1.2	1.2	〃 16,065千円
大島診療所の山出張所	426	213	S40	—	—	1,435	1,509	0.3	0.3	0.1	0.1	〃 12,727千円
大島診療所歯科診療所	215	1,146	H05	○	—	1,551	1,559	0.1	0.1	0.7	0.7	〃 △3,338千円

名称	住基人口(人)			受診者数(人)			一人当たり年間利用回数 受診者÷人口(回)			備考
	H21	H25	伸率(%)	H21	H25	伸率(%)	H21	H25	伸率(%)	
度島診療所	885	807	△ 8.8	5,813	5,261	△ 9.5	6.6	6.5	△ 0.7	
大島診療所	1,424	1,237	△ 13.1	4,535	4,767	5.1	3.2	3.9	21.0	
大島診療所の山出張所	405	347	△ 14.3	1,435	1,509	5.2	3.5	4.3	22.7	
大島診療所歯科診療所	1,424	1,237	△ 13.1	1,551	1,559	0.5	1.1	1.3	15.7	

※ 行政区人口が必要であるため住民基本台帳人口とした。

3-6 福祉施設

(1) 現状と課題

■利用状況（利用者数）

田平町に位置する福祉保健センターは、保健センターの事務室（650 m²）、社会福祉協議会田平支所（586 m²）及び子育て支援施設「トコトコ」の活動スペースとして利用されている。施設内では社会福祉協議会による介護保険事業の利用者が年間約 6,600 人、子育て支援事業の利用者が年間 3,300 人の利用があっている。生月高齢者生活福祉センターは居住室稼働率の3ヵ年平均が96%、大島村高齢者生活福祉センターが71%となっている。

■運営・コスト（維持管理費）

福祉保健センターは、維持管理費を社会福祉協議会田平支所等と按分負担していることから、一人当たり維持費が低くなっている。大島高齢者生活福祉センターは、地理的条件等から利用率が低く一人当たり維持費の比較では生月高齢者生活福祉センターの約3倍となっている。

シルバーワークプラザは指定管理施設であるが、維持管理費は指定管理先負担となっている。

■広域的な視点（隣接、類似施設）

高齢者生活福祉センターが有する施設機能は、民間施設では提供されていないサービスであり広域的施設として当該地区以外の住民からも利用されている。当該施設への入所希望は少なくなく、生月高齢者生活福祉センターにおいては入所待機者が発生している状況にある。

(2) 施設の方向性

- ・更新すべき施設である。施設更新の際には、他の隣接施設機能の複合化等を事前検討する。
- ・高齢者生活福祉センターは、各地域における民間施設の開設状況や入所需要等を考慮した上で、施設更新を検討するなど施設機能の方向性を明確化する必要がある。

表 3-6 福祉施設の状況

名称	延床面積 (m ²)	維持管理・ 運営費(千円)	建築 年度	耐震 状況	避難所指定	対象人口(人)		一人当たり面積(m ²)		一人当たり管理費(千円)		備考
						S55	H22	S55	H22	S55	H22	
福祉保健C	2,266	7,210	H08	O	O	50,849	34,905	0.0	0.1	0.1	0.2	
生月高齢者生活福祉C	1,299	7,455	H05	O	O	9,790	6,390	0.1	0.2	0.8	1.2	指定管理料 10,475千円
大島高齢者生活福祉C	915	5,157	H04	O	O	2,506	1,332	0.4	0.7	2.1	3.9	指定管理料 4,600千円
シルバーワークプラザ	296	0	H06	O	-	50,849	34,905	0.0	0.0	0.0	0.0	指定管理料 なし
ふれ愛センター 大島	119	0	H25	O	-	1,128	830	0.1	0.1	0.0	0.0	指定管理料 1,334千円

3-7 就学前児童施設

(1) 現状と課題

■利用状況（利用面積）

就学前児童施設の傾向として少子化の影響により、児童数の大幅な減少から各施設とも利用度が減少しており、園児一人当たり面積では10年前と比較しても2倍から3倍に増加している。

へき地保育所は、民間保育所参入が困難な地域に代替機能として昭和40年代に設置した施設である。現在では、保護者の就業形態の変化や交通網の整備等により当該施設を取り巻く環境が変化したことなどから延長保育を実施している民間保育所に入所するケースも見られる。

■運営・コスト状況（維持管理費）

市立幼稚園運営費は、人件費を含めると年間約19,000千円、市立保育所運営費は年間約37,000千円を超えている。また、人口減少が進み園児数も減少傾向にあることから、園児一人当たり経費は年々増加傾向にある。へき地保育所は公立保育所と運営形態や保育基準等が大きく異なり、人員配置数も少数体制でも可能なことなどから、一人当たり園児の管理費用は公立保育所より低くなっている。

■広域的な視点（隣接、類似施設）

本市における子育て支援に関する諸施策を審議する有識者機関として「子ども子育て会議」が設置され、幼児教育・保育を取り巻く環境の変化などの現状や課題等を踏まえ、今後における就学前児童施設のあり方等も協議がなされている状況にある。

また、これらの協議を経て本市における子育て支援策や就学前児童施設のあり方等を網羅した「平戸市子ども子育て支援事業計画」が平成26年度に策定されることから、本計画に基づいた就学前児童施設の適正配置を実施する。

(2) 施設の方向性

- ・更新すべき施設である。施設更新の際には、他の隣接施設機能の複合化等を事前検討する。
- ・当該施設は、平戸市子ども子育て支援事業計画に基づいた段階的な適正配置を実施する。

表3-7 就学前児童施設の状況

名称	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築 年度	耐震 状況	避難所 指定	園児数(人)		園児一人当り 面積(㎡)		園児一人当り 管理費(千円)		備考
						H12	H22	H12	H22	H12	H22	
平戸幼稚園	675	1,907	S53	H27	○	80	27	8.4	25.0	24	71	別掲人件費 18,891千円
山田保育所	505	5,881	S58	○	—	40	31	12.6	16.3	147	190	別掲人件費 37,873千円
生月保育所	670	5,156	H04	○	—	54	29	12.4	23.1	95	178	別掲人件費 45,029千円
大島村保育所	419	3,058	S61	○	—	34	24	12.3	17.5	90	127	別掲人件費 34,342千円
根獅子町へき地保育所	178	761	H11	○	—	35	16	5.1	11.1	22	48	委託料 7,603千円
早福町へき地保育所	139	496	H14	○	—	16	2	8.7	69.5	31	248	委託料 7,118千円
志々伎町へき地保育所	153	563	H17	○	—	22	8	7.0	19.1	26	70	委託料 7,684千円
野子町へき地保育所	153	695	H13	○	—	26	19	5.9	8.1	27	37	委託料 7,213千円
度島町へき地保育所	179	921	H17	○	—	49	24	3.7	7.5	19	38	委託料 8,456千円
	3,071	19,438				356	180	8.6	17.1	55	108	

3-8 児童福祉施設

(1) 現状と課題

■利用状況（利用面積）

児童福祉施設では、各種専門員による児童・生徒個々の心や体の状況に応じた支援事業が行われている。また、共働き家庭の増加等の社会情勢の変化から、近年になって小学校や公共施設内に学童保育所及び子育て支援施設が3箇所設置され、平成26年度には田平地区にも学童保育所が設置されている。

■安全性（耐震化）

就学前児童施設及び児童福祉施設は、療育支援センターを除き平成27年度までに耐震工事が完了予定である。療育支援センターは築後48年を経過しており、施設更新または他の公共施設への機能移転が必要である。

■運営・コスト状況（維持管理費）

学童保育所は、公共施設を一部利用した民間団体による自主運営、療育支援センターは、民間事業者が指定管理により運営しており、市は団体等に対して運営費補助金または指定管理料を支出している。市内唯一の児童館は生月町にあり直営施設として運営している。

■広域的な視点（隣接、類似施設）

現在、子育て支援団体及び地区PTAが母体となり開設された学童保育所が、平戸小学校をはじめ3小学校区に設置されている。また、生月学童保育所開設の取り組みをモデルに、学童保育所の設置が他地区の地区PTAで検討されている。少子化対策の一環として各地域における学童保育所の開設に向けて積極的に支援していく必要がある。

療育支援センターは旧永田記念図書館を改修利用しており、建設後48年を経過するなど老朽化が著しい状況にある。また、当該施設は広域的な施設機能であることから、当該施設の更新または他の公共施設への機能移転が必要である。

(2) 施設の方向性

- ・更新すべき施設である。施設更新の際には、他の隣接施設機能の複合化等を事前検討する。
- ・療育支援センターは施設の更新時期を迎えており、施設機能の移転または施設更新の方向性を明確化する必要がある。

表3-8 児童福祉施設の状況

名称	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築 年度	耐震 状況	避難所指定	児童生徒数(人)		一人当り面積(㎡)		一人当り管理費(千円)		備考
						H20	H25	H20	H25	H20	H25	
平戸学童保育所	(135㎡)	5,638	S49	O	-	73	51	1.8	2.6	77	111	収入:補助金 3,571千円
生月学童保育所	(65㎡)	4,387	S45	H27	-	-	35	-	1.9	-	125	収入:補助金 3,015千円
田平地域子育て支援拠点施設	(85㎡)	5,706	H08	O	-	-	8	-	10.6	-	713	収入:補助金 5,700千円
療育支援センター	383	1,549	S40	-	-	40	46	9.6	8.3	39	34	指定管理 6,500千円
適応指導教室	280	3,604	H24	O	-	-	10	-	28.0	-	360	
山田児童館	199	505	S40	O	-	34	25	5.9	8.0	15	20	別掲人件費 2,317千円

3-9 火葬場

(1) 現状と課題

■利用状況（利用者数）

平戸斎場の主な利用者は、主に旧平戸地区の住民であり、過去3年間の平均使用件数は年間349件、生月人形石斎場の利用者は生月地区の住民であり、過去3年間の平均使用件数は年間102件、大島村火葬場やすらぎ苑の利用者は大島地区住民であり、過去3年間の平均使用件数は年間28件となっている。

また、田平地区住民が主に利用している松浦斎苑は、旧田平町の時代から松浦市との一部事務組合により運営してきたが、平成24年度に組合を解散している。現在は、当該地区の住民が松浦斎苑を利用する場合、平成29年度までの期間、利用者に対する助成措置を実施し、将来的には平戸斎場を利用するよう移行していく。

■運営・コスト（維持管理費）

平戸斎場は常設であり正規職員2名体制で運営している。一方、生月人形石斎場及び大島村火葬場やすらぎ苑は利用時のみ開設しているため、平戸斎場と比較して運営コストが低くなっている。

■広域的な視点（隣接、類似施設）

平戸斎場は、市の中央部に位置し離島地域の度島地区を始めとする旧平戸市地区住民が利用しており、今後は田平地区住民の利用も見込まれることとなる等、広域的施設に位置づけられる施設である。一方、生月人形石斎場は建替え時期が到来した施設であり、生月地区から平戸斎場までの移動距離が約20kmと平戸斎場の利用圏内となりうることから、今後は、民間の葬祭事業者との協議や斎場へのアクセス環境整備等の検討を行い各施設の方向性を明確化する必要がある。

(2) 施設の方向性

- ・更新すべき施設である。施設更新の際には、他の同機能施設との集約化を事前検討する。
- ・火葬場全体の指定管理制度の導入等による管理費の低廉化を検討する。

表3-9 火葬場の状況

区分	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築 年度	耐震 状況	避難所 指定	人口 (人)	利用 者数(人)	一人当たり面積(㎡)		一人当たり管理費(千円)		備考
								人口	利用者	人口	利用者	
						H22	3年平均	S55	H22	S55	H22	
平戸斎場	617	4,713	S60	○	—	27,183	349	0.02	1.8	0.2	13.5	別掲人件費 16,000千円
生月人形石斎場	133	671	S46	—	—	6,390	102	0.02	1.3	0.1	6.6	別掲人件費 724千円
大島村火葬場やすらぎ苑	524	888	H15	○	—	1,332	28	0.39	18.7	0.7	31.7	別掲人件費 398千円

3-10 ごみ処理施設・最終処分場

(1) 現状と課題

■利用状況（ごみ搬入量）

市域内の主なごみ・し尿の処理は、松浦市と一部事務組合を設立し平成 16 年度に北松北部クリーンセンターを開設運営している。大島地区を除き、旧ごみ処理施設の利用は主に最終処分場として利用しており、臨時職員等を配置し施設管理している。

各最終処分場への一人当たり搬入量を比較すると大島地区が多くなっている。その要因は、大島クリーンセンターの焼却方式が異なるため焼却灰が多く排出されるためである。また、同処分場の容量が満杯に近づいており、今後、市内の同様な施設への集約化が必要となっている。

■運営・コスト状況（維持管理費）

ごみ処理施設は大島地区を除き、主に最終処分場の管理経費である。大島村ごみ処理施設及びし尿処理施設は島内住民のための施設であるため、利用者一人当たりの費用は他地域からすると割高になってしまうなど、各地域の施設ごとに管理方法が異なることなどもあり、各施設の維持管理費に格差が生じている。

■広域的な視点（隣接、類似施設）

長崎県ごみ処理広域化計画では、平成 30 年度までに、平戸松浦地区のごみ処理施設の集約化が計画されていることにかんがみ、適切な輸送手段の確保等、離島の特性を考慮した大島村クリーンセンターのあり方検討が求められている。

(2) 施設の方向性

- ・更新すべき施設である。施設更新の際には、他の同機能施設との集約化を事前検討する。
- ・他市では、最終処分場業務について指定管理者制度による運営事例もあることから、管理業務を標準化し指定管理者制度の導入等を含めて管理費の低廉化を検討する。

表 3-10 ごみ処理施設・最終処分場の状況

区分	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築年度	耐震 状況	避難所指定	H22 人口(人)	H19~H25 平均搬入量(t)	対象者一人当たり			備考
								面積(㎡)	管理費(千円)	搬入量(kg)	
総合衛生センター	369	4,891	H03	○	—	34,905	198	0.0	0.1	5.7	
生月町一般廃棄物処理場	498	3,677	H16	○	—	6,390	123	0.1	0.6	19.2	別掲人件費 13,390千円
生月町ストックヤード	360	—	H25	○	—	6,390	—	0.1	—	—	
田平ごみ焼却場	170	3,926	H04	○	—	6,953	56	0.0	0.6	8.1	別掲人件費 1,643千円
大島村クリーンセンター	494	29,606	H08	○	—	1,332	42	0.4	22.2	31.5	別掲人件費 13,783千円

3-11 下水処理施設

(1) 現状と課題

■利用状況（利用者数）

生活環境の改善等を目的として、生月町御崎地区、田平町馬の元地区に下水処理施設を設置している。計画対象戸数に対して御崎地区の加入割合は約 58%、馬の元地区の割合は約 51%となっている。

■運営・コスト状況（維持管理費）

2 下水処理施設は、それぞれ該当地域の世帯数に合わせて整備しているため、一人当たり管理費で比較すると格差が生じている。また、各区域における加入割合は約 5 割である。馬の元浄化センターは利用料金で管理費がまかなわれているが、農業集落排水施設は利用料金だけでは運営が困難であるため、一般会計繰入金で運営収支が均衡している状況にある。

■広域的な視点（地域限定のサービス）

市内全域で本市特有の地形や町並み等を考慮した合併浄化槽設置事業を推進しているが、合併浄化槽設置事業は設置助成のみである。そのため、受益者負担の適正化の点から見た場合、一般会計繰入金で運営費が補填されている下水処理施設の利用者との間に格差が生じている。

このことから、平成 25 年度に生月御崎地区農業集落排水事業長期改善計画を策定した。本計画に基づいて、引き続き未加入世帯の加入促進をはじめとする施設管理の適正化に努めている。

(2) 施設の方向性

- ・全市的な受益者負担の適正化の視点からサービス格差が生じている施設である。施設更新時には今後のあり方について明確化する必要がある。
- ・農業集落排水施設は、当該施設の管理適正化計画に基づき施設管理の適正化に努める

表 3-11 下水処理施設の状況

区分	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築年度	耐震 状況	避難所指定	H25戸数(戸)		加入率(%)	H25一戸当り		備考
						対象	利用		利用面積(㎡)	管理費(千円)	
農業集落排水処理施設	70	6,056	H13	○	—	72	42	58.3	1.7	144.2	利用料収入3年平均 1,907千円 一般会計繰入3年平均 4,146千円
馬の元浄化センター	339	4,429	H06	○	—	180	92	51.1	3.7	48.1	利用料収入3年平均 4,160千円

3-12 し尿処理場・飲料水供給施設

(1) 現状と課題

■利用状況（利用面積）

・大島村し尿処理場

市域内の主なし尿処理は、松浦市と一部事務組合を設立し平成 16 年度に北松北部クリーンセンターを開設し運営しており、大島地区のみ市町村合併前に建設したし尿処理場で処理している。

・高島地区飲料水供給施設

離島の高島地区は、本土と上水道が連結していないため、平成 7 年に海水淡水化装置を設置し、平成 26 年 4 月現在で 5 世帯に供給している。

■運営・コスト状況

大島し尿処理場は、利用状況と同様に人口減少に伴い利用者一人当たり管理費が 30 年前（昭和 55 年）と比較すると約 2 倍の負担増となっている。高島地区飲料水供給施設においても人口減少に伴い利用者一人当たりの利用面積及び管理費も 30 年前の約 1.5 倍の負担増となっている。

■広域的な視点（隣接、類似施設）

大島村クリーンセンターと同様に、平成 30 年度までに、平戸松浦地区のし尿処理施設の集約化が計画されていることにかんがみ、適切な輸送手段の確保等、離島の特性を考慮した大島村し尿処理場のあり方検討が求められている。

(2) 施設の方角性

し尿処理場

- ・更新すべき施設である。施設更新の際には、他の同機能施設との集約化を事前検討する。

飲料水供給施設

- ・更新すべき施設である。将来的には水道事業の統合化といった課題が残る施設である。

表 3-12 し尿処理場・飲料水供給施設の状況

区分	延床面積 (㎡)	維持管理・ 運営費(千円)	建築年度	耐震 状況	避難所指定	対象人口(人)		一人当り面積(㎡)		一人当り管理費(千円)		備考
						S55	H22	S55	H22	S55	H22	
大島村し尿処理場	412	16,116	S61	○	－	2,506	1,332	0.2	0.3	6.4	12.1	
高島地区飲料水供給施設	33	1,786	H08	○	－	43	29	0.8	1.1	41.5	61.6	

※ 高島地区人口は平成25年4月住民基本台帳人口とした。昭和55年は推計算出した。

4. 公共施設の適正化に関する手法

「3. 機能拠点施設の方向性等」において、公共施設が有する機能ごとに優先順位を決定し、各施設の現状と課題に応じた施設の方向性を提案した。本項においては、機能拠点施設をはじめとして公共施設全般の総量抑制にかかる様々な手法をイメージで捉えることにより、具体的な公共施設の総量抑制策やメリット・デメリットを検証する。

(1) 学校施設（機能拠点施設）の有効活用

30年後を想定した公共施設のあり方を検討する際に、利用面積の約39%を占める学校施設の適正配置は喫緊の課題である。これらの課題解決後に適正配置された学校施設は、地域における拠点施設として長寿命化を図るとともに周辺地域の公共機能を集約化・複合化するなどにより、当該施設の機能充実等を図ることができる。

メリット（期待される効果）	デメリット（配慮すべき留意事項）
・トイレや廊下の共通化等による施設規模の圧縮 ・施設管理業務の兼務等、人員配置の効率化 ・施設集中による市民の利便性の向上 ・子育て支援事業の連携強化や多世代交流の場 ・施設間連携（共同事業の実施等）	・セキュリティ、動線への配慮 ・財産区分・管理区分の適切な分担、明確化 ・施設間の連絡調整

■イメージ1 学校施設の有効活用

小中学校の適正配置終了後における学校施設は、地域における機能拠点施設として位置づけ施設の複合化・長寿命化等を図ることができる。学校施設に、周辺の公共施設機能を集約化・複合化するなどにより有効利用を図ることができる。

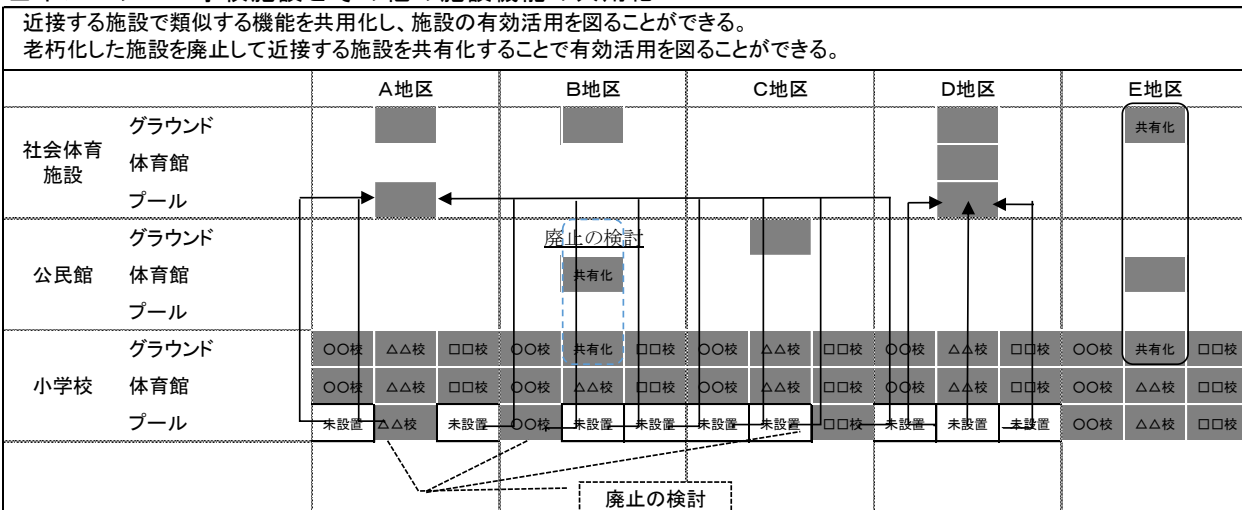
	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
小中学校（現在）	〇〇校 △△校 □□校 学童C	〇〇校 △△校	〇〇校 △△校 □□校 〇〇校 △△校 □□校 学童C	〇〇校 △△校 学童C	〇〇校 △△校 □□校 学童C	〇〇校 △△校 □□校
中学校（適正配置）	中学校	中学校	中学校	中学校 給食C	中学校	中学校 小学校 保育所 給食C 学童C
小学校（適正配置）	小学校 幼稚園	小学校 へき地	小学校 給食C へき地 分校	小学校 保育所	小学校 給食C	
保育所 へき地 幼稚園	幼稚園 廃止の検討	民間 へき地 廃止の検討	へき地 へき地 へき地 民間 廃止の検討	保育所 廃止の検討		保育所 廃止の検討
学童クラブ 児童館 給食C	廃止の検討 給食		廃止の検討 給食	廃止の検討 給食 児童館	廃止の検討 給食	廃止の検討 給食

(2) 学校施設（機能拠点施設）とその他の施設機能の共有化

学校施設のプールは全小中学校に設備整備しておらず、現在でも「シーライフひらど」、「B&G海洋センター」を利用した教育活動を実施している。このように施設ごとに同じ機能を整備しなくても、プール施設等が老朽化した場合は社会体育施設機能の共有化を図ることにより、設備改修が必要でなくなり、設備更新費用及び管理費の縮減が可能になる。

メリット（期待される効果）	デメリット（配慮すべき留意事項）
・社会体育施設利用による学校施設設備費等の縮小 ・施設管理業務の兼務等、人員配置の効率化 ・施設間連携（共同事業の実施等）	・使用時期の集中に伴う施設間の連絡調整の煩雑化 ・児童生徒にかかる移動手段の確保等

■イメージ2 学校施設とその他の施設機能の共有化



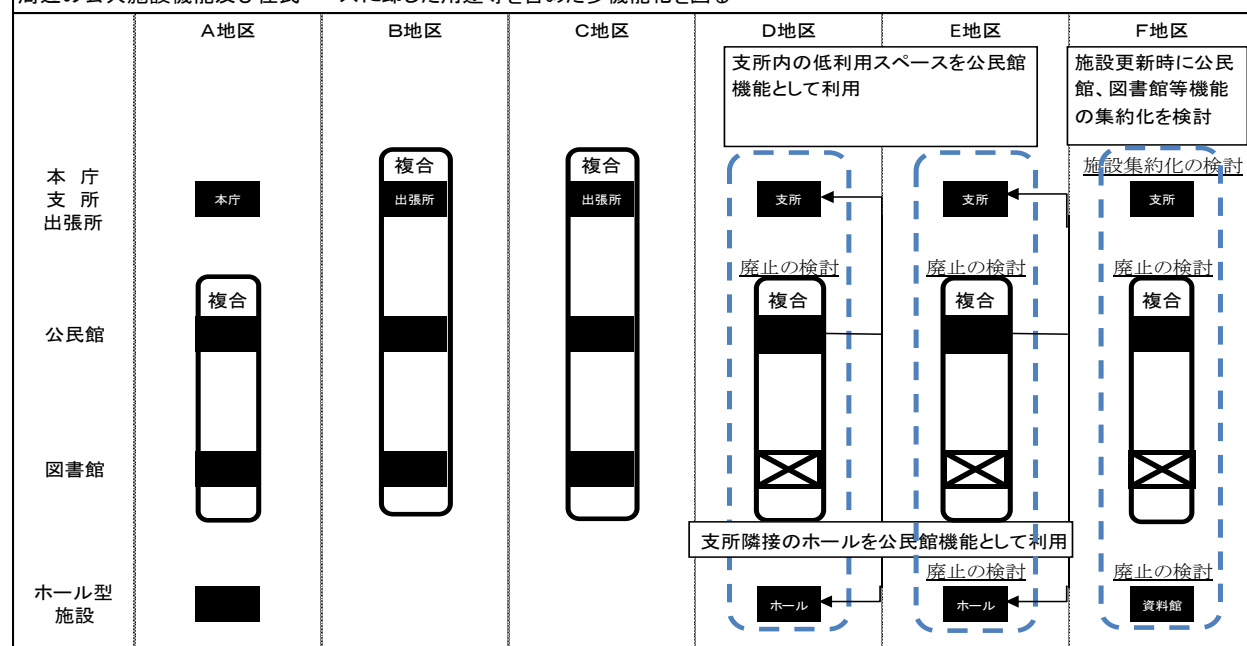
(3) 施設機能の集約化・多機能化

各支所は、合併前は市庁舎として整備されている施設であることから、支所2階以上は低利用・未利用の状態にある。また、支所の隣接施設として離島開発センター、地域活性化施設、公民館、資料館等があることから、支所に公民館・図書館等の様々な機能を集約し多機能化することにより、住民サービスの向上が可能になる。

メリット（期待される効果）	デメリット（配慮すべき留意事項）
- トイレや廊下の共通化等による施設規模の圧縮 - 施設管理業務の兼務等、人員配置の効率化 - 施設集中による市民の利便性の向上 - 子育て支援事業の連携強化や多世代交流の場 - 施設間連携（共同事業の実施等）	- セキュリティ、動線への配慮 - 財産区分・管理区分の適切な分担、明確化 - 施設間の連絡調整 - 児童生徒にかかる移動手段の確保等

■イメージ3 施設機能の集約化・多機能化

比較的新しい施設に、周辺の公民館・図書館機能を集約し、多機能化を図る。施設更新時における単一目的の施設整備は行わず、周辺の公共施設機能及び住民ニーズに即した用途等を含めた多機能化を図る



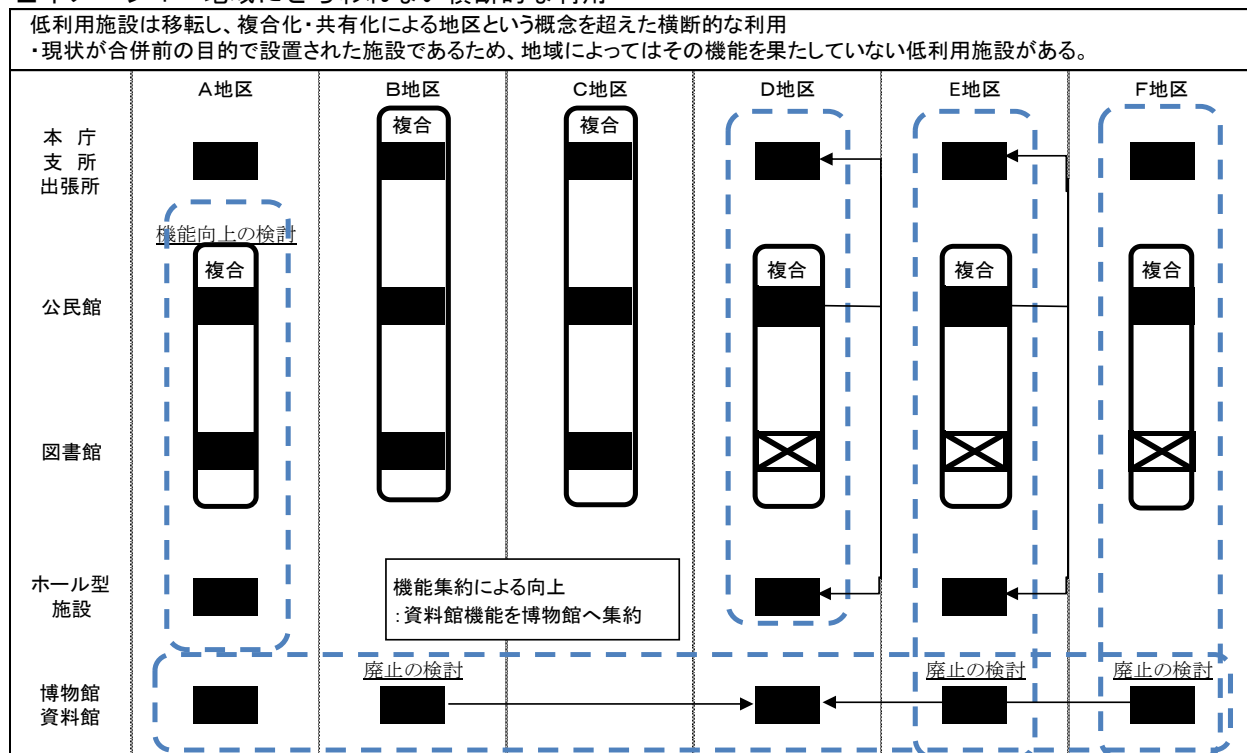
(4) 地域にとらわれない横断的な施設利用

広域的に利用される博物館、資料館、スポーツレク施設及び文化観光施設等は、合併前からの各自治体におけるフルセットとして整備されている施設であることから、同様の機能を有している施設が多い。

博物館及び資料館の機能を見た場合、施設における企画展示及びイベントの開催等と共通点が多く、合併市の公共施設として機能や資料の集約化ができれば施設価値が高まるなどのメリットが生じる。今後は、長崎県の協会群とキリスト教関連遺産のユネスコ登録を控える時期において集客効果を高める可能性も出てくる。

メリット（期待される効果）	デメリット（配慮すべき留意事項）
・トイレや廊下の共通化等による施設規模の圧縮 ・施設管理業務の兼務等、人員配置の効率化 ・施設集中による市民の利便性の向上 ・子育て支援事業の連携強化や多世代交流の場 ・施設間連携（共同事業の実施等）	・セキュリティ、動線への配慮 ・財産区分・管理区分の適切な分担、明確化 ・施設間の連絡調整

■イメージ４ 地域にとらわれない横断的な利用



5. 公共施設の適正化に関する試算

Ⅲ. 公共施設の適正化に関する基本的な考え方でも記述しているように、公共施設の適正配置は、今後における行財政運営の健全化に資するため、人口減少期における財源逡減を想定した危機回避のために実施するものであり、中長期的な視点を持って計画的に実施する必要がある。

ここでは、方針期間における更新費用総額と市民一人当たりの利用面積に着目して、どのような目標設定が可能なのかを検証する。

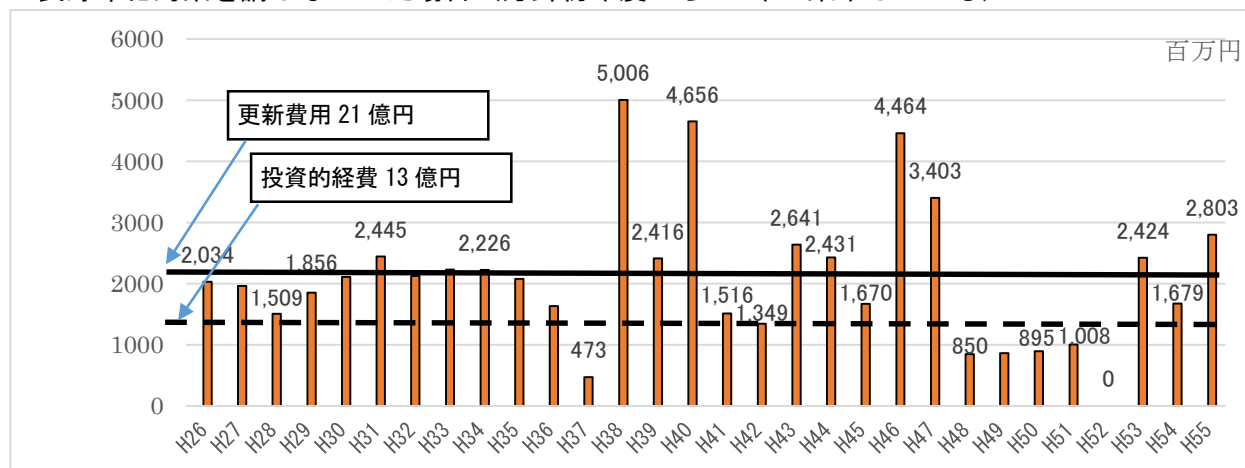
■試算 1

公共施設の更新費用総額は、施設個々の法定耐用年数を基に今後 30 年間で 627 億 7 千万円と試算した。これら全施設に長寿命化対策を講じた場合の削減効果を検証する。

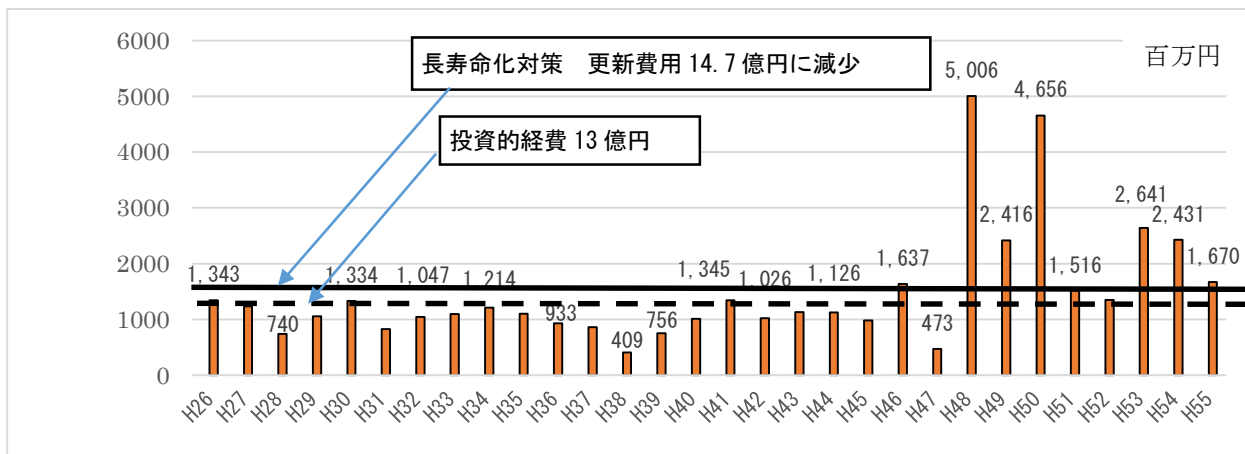
この対策は、これまでの事後対応的な施設改修等ではなく、施設設備の定期的点検に基づいた評価により計画的な改修を実施することで施設の更新時期を 10 年延長させ、単年度における費用対効果を高めるものである。

試算結果では、施設個々の更新時期を 10 年延長させることにより、30 年間の更新費用が 443 億 8 千万円へと減少、年平均の更新費用で比較すると年間 21 億円に対し 14 億 7 千万円まで減少することになり約 30%の更新費用の削減が可能となる。

■長寿命化対策を講じなかった場合（方針初年度から 30 年に集中している）



■平戸市公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化対策を実施した場合



■試算2

次に、人口減少の予測値と市民一人当たり延床面積との関係から総量抑制した場合を検証する。

なお、今後実施する人口減少対策によって人口減少の速度が緩やかになると推測されるが、現時点における補正值がないため人口減少の予測値を使用する。下表は、本市の人口及び公共施設保有面積から、市民一人当たりの全国平均、県内平均及び将来人口との比較したものである。

■全国平均 全国平均の一人当たり延床面積 3.4 m²を基準として、平成 22 年国調人口で換算すると、公共施設の全保有面積は 11.9 万 m²となり、現時点で約△53%の削減、30 年後の人口では 6.4 万 m²、約△74%の公共施設の統廃合が必要となる。

全国平均と同基準（H22）：全施設面積 11.9 万 m²（△53%）→30 年後：6.4 万 m²（△74%）

■県内平均 県内平均の一人当たり延床面積 5.1 m²を基準として、平成 22 年国調人口で換算すると、公共施設の全保有面積は 17.8 万 m²となり、現時点で約△29%の削減、30 年後の人口では 9.7 万 m²、約△62%の公共施設の統廃合が必要となる。

県内平均と同基準（H22）：全施設面積 17.8 万 m²（△29%）→30 年後：9.7 万 m²（△62%）

■将来人口 現在の本市一人当たり延床面積 7.2 m²を基準として、30 年後の人口規模での公共施設の全保有面積は 13.6 万 m²、約△46%の公共施設の統廃合が必要となる。

30 年後の人口減少に応じた全施設面積：13.6 万 m²（△46%）

■公共施設更新費用等にかかる試算表

区分	H22年度 (現在)	H52年度 (30年後)	県内平均		全国平均	
			H22年度	H52年度	H22年度	H52年度
国調人口（H52：推計人口）	34,905	18,959				
公共施設全保有面積（m ² ）	251,556	136,635	178,016	96,649	118,677	64,433
一人当たり延床面積（m ² ）	7.2	7.2	5.1	5.1	3.4	3.4
公共施設年間更新費用（百万円）	2,100	1,141	1,486	807	991	538
一人当たり年間更新費用（円）	60,163	60,163	42,575	42,557	28,383	28,371
長寿命化策実施後更新費用（百万円）	1,470	798	1,040	565	694	377
一人当たり〃費用（円）	42,114	42,114	29,802	29,790	19,868	19,860
投資的経費（百万円）	1,303	708	922	501	615	334
一人当たり〃費用（円）	37,330	37,330	26,417	26,405	17,611	17,604
保有面積削減率		△ 45.7	△ 29.2	△ 61.6	△ 52.8	△ 74.4

■公共施設の適正配置にかかる試算とその考え方

全国平均または県内平均の自治体利用面積との比較では、県内平均の一人当たり延床面積を基準とした場合の減少率が最も低く△29%、一方、減少率が最も高いものは全国平均の一人当たり利用面積を基準として 30 年後の人口規模に合わせた場合で△74%という結果となった。

次に、平成 22 年度の一人当たり延床面積を固定し、人口減少に合わせて一人当たり延床面積を抑制していった場合、5 年間で△9%、10 年間で△18%、30 年後には約△46%の保有面積を削減する結果となる。いずれにしても、現在の全保有面積を 3 分の 1 から 4 分の 3 という大幅な削減が必要という結果になった。

一方、平成 26 年度から実施する人口減少対策によって、今後、人口減少の速度が緩和することが十分想定される。このことから、人口減少対策の実施を想定した将来人口増減率の精度が向上することを踏まえ、本方針において具体的な公共施設の削減目標値は設定せず、今後実施する公共施設の適正配置に関する参考値として使用する。